

補助金一覧表

1. 市内各種団体への補助

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定の補助金	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
1 浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金(防災課)	昭和55年度		各自主防災組織	住民の防災意識の高揚と自主防災組織の育成を推進するため、自主防災活動が防災活動を行う上に必要な防災器材等の購入に対し、補助金を交付する。	防災活動を行う上で必要な防災器材等	事業補助	10,956	●	●	近隣市と比較して、防災器材の購入に際して、購入品目を厳格に定めておらず、自主防災組織の防災意識に関する自主性の向上を推進している。	インターネットで器材を購入する際、価格の変動が激しく、その都度変更申請を必ず必要があり、手続きが煩雑化してしまう。	防災器材等の充実は、自主防災組織の育成に不可欠であり、災害からの被害軽減の効果が大きいと考えられる。このようなことから、今後においても当該補助金制度を継続し、各自主防災組織に活用いただくことで、市内全域の防災力を強化していく必要があると考えられる。	①	② 防災器材としての補助対象購入品目の設定や絞り込みが必要であり、それがないと自治会毎の装備に格差が生じる。補助対象と標準装備の基準明確化が必要。
2 浦安市自主防災組織設立及び事業費補助金(防災課)	平成8年度		各自主防災組織	市民の防災意識の高揚と市民生活の安全確保を図るため、自主防災組織が行う自主防災事業に要する経費について、補助金を交付する。	自主防災組織の設立または運営	事業補助	1,950	●	●	近隣市と比較して、補助金の交付に際して、活動内容の定義を厳格に定めておらず、自主防災組織の防災意識に関する自主性の向上を推進している。	特になし。	地域防災力の中心となる自主防災組織の実施する訓練などを支援することは、災害時の被害軽減の効果が大きいと考えられる。このようなことから、今後も当該補助制度を継続し、各自主防災組織に有効に活用いただくことで、市内全域の防災力を強化していく必要があると考える。	①	② 防災活動に対する補助として、妥当な事業の見極めが必要(飯盒炊飯イベントや備蓄食料の試食会などを毎年繰り返し返している事例など)
3 浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金(防災課)	平成10年度		市内に受水槽を設置しているもの	受水槽を設置している者が当該受水槽に緊急遮断装置を設置した場合に、その設置に要した費用の一部に対し、補助金を交付することにより、災害時における飲料水の確保を図ることを目的とする。	受水槽を設置している者が当該受水槽に緊急遮断装置を設置した場合に、その設置に要した費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付する	事業補助	0	●	●	他市と比較しても同様の補助金は交付しておらず、液状化の危険度も高い浦安市独自の取り組みであるといえる。	防災の手引きをはじめ、市ホームページや広報うらやすに掲載しているほか、関連課の関係事業などを通じPRを行っているが、平成20年度以降では4件しか補助金交付実績はない。	災害時における飲料水の確保については、生命の維持に直結する課題であるため、受水槽の緊急遮断装置の設置については、新設時には、浦安市宅地開発事業等に関する条例に基づき指導を行い、既設設備については、当該補助制度を継続し、受水槽への緊急遮断装置の設置の拡大に努めていく必要があると考えている。	①	① 〇周辺住民へ、そこに水源があることの周知と、緊急時に受水槽の水を提供するという意識付けを行い、有事の際に活用されるような対応が必要。
4 浦安市納税貯蓄組合連合会補助金(収税課)	昭和58年		浦安市納税貯蓄組合連合会	納税貯蓄組合法(昭和26年法律第145号)第10条の2の規定により設置した浦安市納税貯蓄組合連合会の健全な発達や納税啓発活動の推進、税知識の普及、納税意識の高揚を図るため、補助金の交付を行っている。	浦安市納税貯蓄組合連合会が行なう市民を対象とする納税啓発事業に対して補助を行うものである。 ・「中学生の税についての作文」の審査、表彰 ・市民まつりにおける税の広報活動 ・会報誌「うらやす納連」の発行	事業補助	200	●	●	近隣の自治体で、江戸川区は継続して補助金の交付を行っている。納税貯蓄組合連合会の運用や補助金の交付においては、本市と同様の運用を行っている。しかし、昨今の状況に目を向けると、補助金の交付を廃止している近隣の市もあるため、本市でも補助金の交付について、今後検討の余地があると思慮している。	補助金の交付を廃止している自治体も増えてきているため、今後の補助金の交付を継続していくかどうかなど今後の運用そのものが課題である。	税金は、より良い行政サービスを安定的に持続させていくための根幹をなすものである。納税貯蓄組合連合会で行っている「市民まつり」事業や「中学生の税についての作文」事業は、現在を担う世代への納税啓発はもちろん、次世代を担う世代に対して、税についての関心や理解を深めることを目的とした有意義なものとなっている。現状としては、現行のまま継続していく見通しであるが、後は他自治体へのヒヤリングの実施や本市における本事業の費用対効果等を見直したうえで、運用を検討していきたい。	①	② 補助金の交付を廃止する自治体があることも踏まえ、補助金の必要性を検討すべき
5 浦安市原子爆弾被爆者団体育成補助金(地域ネットワーク課)	平成5年度		浦安被爆者つきの会	被爆者団体を育成することにより、その活動を通じて、市民に核兵器の廃絶及び恒久平和の理念を浸透させるとともに、被爆者の福祉の増進を図るため、被爆者団体の運営及び事業に要する経費の一部に対し、補助金を交付するもの。	浦安被爆者つきの会の運営及び事業	混合補助(事業補助を主とする)	100	●	●	近隣市では被爆者団体は存在するが、補助金は交付していない。	被爆者の高齢化が進む中、いつまで被爆者団体が事業を継続できるか。	戦後72年が経過し平和意識の希薄化が一層懸念されているが、本市では昭和60年3月29日に非核平和都市宣言を行い、以来、市民に対し核兵器の廃絶および恒久平和理念の浸透を図るため、原爆被災展をはじめ各種の非核平和事業を推進している。特に次世代を担う児童・生徒など若年層への平和意識を醸成する啓蒙活動が重要なことから、全市立小中学校を対象とした被爆体験講話や被爆パネル等を活用した展示、平和学習青少年派遣事業による中学生の長崎派遣、親子平和バスツアーの開催等を積極的かつ継続して実施している。そのような中で、非核平和事業をより効果的に推進し、一人でも多くの聴講者に戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さへの理解を深めていただくため、実際に原爆の被爆体験をされた方々が会員であり非核平和活動の推進にあたられている市民団体「浦安被爆者つきの会」には、語り部活動を中心にこれまでも多大なご協力とご尽力をいただいている。被爆の実相を直に知る被爆体験者の方々による非核平和活動の公益性、重要性は極めて高く、本市の各種非核平和事業の推進にとって不可欠なことから、引き続き当団体への補助金支援は必要と考える。なお、運営、事業、予算、決算の具体的な内容把握と効果等を十分検証し、各年度の運営・事業等の内容に適合した補助金申請であるか精査していく必要がある。	①	② ★補助金の使途や目的の点から見直し、補助金の必要性を検証するべきである。
6 浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金(地域ネットワーク課)	昭和55年度		自治会及び自治会連合会	市内の自治会及び自治会連合会の健全な運営を促進することにより、住民の福祉の増進を図る。	自治会及び自治会連合会の運営	運営補助	43,330	●	●	運営費補助金を交付している近隣市と比較しても、本市の補助金額は高い水準にあるといえる。	昭和50年代の開発初期と比べて時代背景や市民のニーズ、行政のかかわり方などが大きく変化している。開発初期においては行政が主導してコミュニティの醸成を図り街づくりを進めていく必要があった。成熟期である現在は、市民自らが住民自治を行っていく必要があり、また補助金交付による自治会加入率の上昇も見込みにくいことから、補助金のあり方そのものを見直す時期にあると考えられる。補助金額や事業費補助への移行など、交付内容、方法についても他市町村の基準を参考に見直す必要がある。	相互扶助の精神と積極的な住民自治意識のもと、自治会が各地域において安全で安心な明るく住みよいまちづくりの中核を担い、親睦、交流活動をはじめ、防災、防犯、環境、美化活動等を活発に展開することで住民同士や近隣地域間の連帯や融和とともに本市の一層の発展に寄与する良好なコミュニティ形成に繋がるなど、公益性や必要性が非常に高いことから、自治会活動に対する補助金支援は引き続き必要と考える。一方で今後においては、住民自治意識の高揚促進と終極的に補助金に頼ることなく、より自立した自治会活動の促進を図り、市と自治会が円滑に連携協力して相互に役割を担い協働する中で、効果的に自治会活動を支援していくことが重要である。以上の点を踏まえつつ、自治会に対する補助金は現在の運営費補助から事業費補助への移行や補助金交付額の見直しを念頭に置き、自治会との調整、事前周知期間等を考慮した具体的な変更時期などを含め、他の自治体の状況等も参考にしながら、平成32年度での変更を目標に検討していく。	② 補助額の見直し、事業費補助への移行	② ★自治会連合会の役割の確認と、単位自治会への補助金統合せ、また、自治会への補助が他市に比べ手厚い状況を踏まえ、例えば、相応の受益者負担として、各自治会への光熱水費に関する実費負担を求めていくべきである。

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定の補助金	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
7 浦安市ふるさとづくり推進協議会運営費補助金(地域ネットワーク課)	昭和55年度		浦安市ふるさとづくり推進協議会	新しいふるさとづくりを市民運動として発展させ、もって地域住民のれ延滞を深め、心のふれあう明るく住みよい地域社会を築くため、浦安市ふるさとづくり推進協議会の運営に要する経費の一部に対し補助金を交付するもの。	浦安市ふるさとづくり推進協議会の運営及び当該協議会が実施するふるさとづくり事業	混合補助(事業補助を主とする)	83,500		●	当該補助事業は、本市独自の歴史的背景から設置されたもので、近隣自治体でも類似が少ない本市独自の補助事業である。	社会が複雑化する中で、協議会の実施する事業も、複雑化への様々な対応・対策のための経費が増加してきている。花火大会の協賛金などの独自財源の確保を促したい。また、住民の価値観やニーズの多様化に伴い、本事業の目的・協議会の活動目的も常に見直しをしていかなければならない。	当協議会は、本市の開発の進展に伴う新たな地域の広がりや新住民の増大等を踏まえ、新しいふるさとづくりのための市民運動を全市的、総合的に推進し、心のふれあう明るく住みよい地域社会を築くため、市が主導し設立に至った経緯があり、現在、自治会をはじめ教育、スポーツ、福祉、経済等のさまざまな分野にわたる386団体の構成のもと幅広い年齢層を対象に、市民のふるさと意識および地域間や住民相互の融和と連帯意識の醸成を図る事業を展開している。当協議会の設立趣旨および事業目的については公益性、必要性とも非常に高いことから引き続き補助金支援は必要と考える。一方、最大イベントである花火大会は補助金総額8,600万円のうち90パーセント強を占め大会総事業費が増額傾向で平成29年度は1億1千万円を超えていることや企業・個人による協賛金を見込んだ開催運営となっていること、また、その他の事業の今後の有効性等、全体的な検証を行い事業の見直しや補助額の軽減を図っていく必要がある。	②参加・対象人数の限られている事業や、公益性・合理性のない事業内容を精査したうえで圧縮するよう、協議会へ指導	②★花火大会については、開催経費が1.1億にのぼっていることから、大会の内容の見直しを図るべきと考える。 ★また、花火大会の開催趣旨を地域・ふるさとづくりから、産業振興として、地元産業界がより主体的に参加できるようにしたらどうか。
8 浦安市国際交流推進関係団体補助金(地域ネットワーク課)	昭和63年度		浦安市国際交流協会	市民主体の国際交流を推進し、世界に開かれた都市づくりを進めるために、市内の国際交流推進団体に補助金を交付する。	国際交流協会の運営及び事業	混合補助(事業補助を主とする)	4,600		●	近隣自治体においても補助対象と補助対象外経費に分け補助金額を精査しているが、補助限度額が無いところが多い。また、補助金額については団体の規模により違い、補助の対象が事業費のみか運営費及び事業費なのかは近隣自治体においても様々である。	過去の繰越金や寄付金などにより、平成28年度末において、UIFA特別会計18,952,388円を計上している。この特別会計においては別事業で使用するよう指導しているが、相当金額があるため留意する必要がある。	国際社会のグローバル化の進展により外国人にも住みやすい多文化共生が一層求められている中で、本市の各種国際施策においては市民の国際理解および市民が主体の国際交流を積極的に推進するため市内の国際交流団体の支援を行っている。当団体は、これまでも市民の視点から幅広い草の根活動を継続的かつ活発に展開し、特に姉妹都市の選定協力および、その後に姉妹都市提携した米国オーランド市との親善交流の発展に多大な貢献をしているほか、日本人市民、浦安在住外国人、留学生を対象とした外国語講座、日本語学習支援、日本文化紹介、グローバル講座、在住外国人会との交流イベント等の事業活動を通じ、市内各地域の多くの市民の国際理解を深め、また、国際交流、国際親善への関心を高めている。これらの活動の公益性、必要性は非常に高く、今後はさらに在住外国人の増加や2020年の東京オリンピック・パラリンピックに伴う外国人来訪者の増加も見込まれることなどから、益々、多文化共生の推進と発展が求められるため、引き続き当団体への補助金支援は必要と考える。なお、当団体の運営、事業、予算、決算の具体的な内容把握と効果等を十分検証し、各年度の運営・事業等の内容に適合した補助金申請であるか精査していく必要がある。	②UIFA特別会計の使用を明確にするよう指導	②★繰越金の実態を踏まえ、補助金の必要性を検討する。 ★繰越金が補助金に対比して過大であれば、補助金支出を凍結するか、相当分を減額する。
9 浦安在住外国人会補助金(地域ネットワーク課)	平成2年度		浦安在住外国人会	市民主体の国際交流を推進し、世界に開かれた都市づくりを進めるために、市内の国際交流推進団体に補助金を交付する。	浦安在住外国人会の運営及び事業	混合補助(事業補助を主とする)	600		●	近隣自治体では様々な国籍の在住外国人市民が主体となって様々な視点に立ち活動を行っている団体があるが、比較できない。	本市の在住外国人数が近年急激に増加傾向にあり、多様な人と文化が共存する中で、外国人を地域社会の構成員の一員として受け入れるまちづくりが求められていることから、より一層ニーズに合わせた事業を検討していかなければならない。	国際社会のグローバル化の進展により外国人にも住みやすい多文化共生が一層求められている中で、本市の各種国際施策においては市民の国際理解および市民が主体の国際交流を積極的に推進するため、市内の国際交流団体の支援を行っている。当団体は、市が主導し設立に至った経緯があるが、外国人同士の親睦と相互協力を深めるとともに、国際交流協会等とも連携しながら、さまざまな事業を通じて地域の市民とのコミュニケーションを図る活動を行っており、語学クラス事業をはじめ書道ワークショップ、チャリティ事業による災害被災地域への支援およびアート作品展示会の開催等を通じて、多文化共生社会の形成や国際交流、国際理解の促進を図り、公益性、必要性の高い活動を展開している。そのようなことから、引き続き当団体への補助金支援は必要と考える。なお、当団体の運営、事業、予算、決算の具体的な内容把握と効果等を十分検証し、各年度の運営・事業等の内容に適合した補助金申請であるか精査していく必要がある。	①	②★繰越金額の確認、妥当な状況であれば継続
10 浦安市防犯協会運営費補助金(防犯課)	昭和56年度		浦安市防犯協会	浦安市防犯協会は、犯罪のない明るい地域社会の実現を目的に、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体及び事業者の相互協力と連携のもとに、地域・職域において積極的な自主防犯意識の高揚と防犯活動を行っており、地域ぐるみの防犯体制の確立のために、市や警察署等の関係機関が市民等と連携し様々な防犯施策を推進していくうえで、その中心的な役割と効果的な取り組みを担っている団体である。	防犯意識の啓発及び普及、犯罪の予防警戒及び自主防犯活動の推進のための研究会・地域防犯活動支援・防犯キャンペーン・青少年の非行防止及び健全育成のための活動・防犯功労者に対する表彰・防犯協会ホームページ運営経費など。	運営補助	2,700		●	特になし	本市では、浦安市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例において、市、市民、自治会等及び事業者がそれぞれの役割を果たし、相互に連携協力のもとに、「自らの安全は自ら守る」「地域の安全は地域が守る」ことを基本理念としている。防犯協会については、この基本理念に基づきこれまでも実効性のある防犯活動を市内各地域で各支部が中心となって実践してきており、市内の犯罪認知件数の大幅な減少に大きく貢献している。その効果的な活動に対する補助金交付の支援については、本市の防犯体制の確立と共に市民生活における安全・安心の確保の推進に極めて有効かつ有益であり、継続の必要性は大きいものと考えている。	①	②★本来警察の関係団体であり、市の補助金で運営費を賄っている現状のあり方を見直すとして、担当課では以下のスケジュールを想定しておりこれを支持する。 平成31年運営のあり方検討 平成32年補助金の見直し	
11 市民活動補助金(協働推進課)	平成14年度		市民活動団体※団体の要件には市民活動センターの利用承認などがある。	目的：市民活動の促進を図るため、団体が基盤強化や活動の発展に向けて行う市民活動の事業に要する経費の一部を補助する。 必要性：少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、社会的なニーズ・課題は多様化し、行政だけではすべてを解決することは難しくなっている。このような中、市民自らがニーズへの対応や課題解決のために取り組む市民活動の重要性は年々増している。	市民活動の事業に要する経費の一部に予算の範囲内で補助を行う。 補助金には、自立促進事業(団体の基盤強化に資する事業。上限1事業10万円)と活性化事業(団体の活動の発展に資する事業。上限50万円)の2種類がある。	事業補助	1,200		●	近隣市においても、同様の補助金制度を有している。また、他市においては、交付回数の上限がないものや、同一事業の申請において団体の更なる活性化を審査基準としていない自治体もあるが、本市においては、団体の自立を促すような申請書の作成や、補助金の上限額や補助率の設定を行っている。	補助金制度を活用した団体に対して、自立に向かうよう支援しているところであり、補助金を使わず自立した活動を行う団体も増えているが、行政との協働事業に向けて取り組みを行う団体が少ない。	財政的な支援は、自主性や自発性を損なわず、かつ団体の自立に向けて取り組むことが求められる。団体が補助金を活用し、一時的な活性化等にならないよう、継続した団体運営を行うため、審査や評価で団体の持つ課題等を明らかにし、市民活動センターで支援を行うとともに、補助金が有効に活用されるよう今後も引き続き制度の運用を行っていく。	①	②自立できた団体などの成果、これまでの実績などを総括し、本来の目的が達成された時点、あるいは協働提案への応募が低迷した段階で、一旦廃止し、他の協働推進施策へ転換することを検討すべきである。また協働事業が補助金交付期限後も何らかの形で根付いているか検証し、そうでなければもはや意義は薄い
12 分譲集合住宅共用部分復旧工事資金利子補給金(住宅課)	平成23年度	平成30年度	東北地方太平洋沖地震により、ライフラインに被害を受けた市内の分譲集合住宅の管理組合	東北地方太平洋沖地震により被害を受けた分譲集合住宅の管理組合が、ライフラインの補修のためにその資金を金融機関から借り入れた場合において、借入金の支払い利息について利子補給を行うことで、被災住宅の再建を支援し、被災地域の速やかな復興に資することを目的とする	被災者の住宅の再建を支援し、被災地域の速やかな復興に資することを目的とする。(H27年度で受け付完了。5年間の利子補給期間に係る予算)	事業補助	20		●	国・県・近隣市実施なし	新規受付が終了しており、今後は交付決定済者のみが対象となるため、請求漏れ等がないよう周知していく。	東日本大震災により、ライフラインに被害を受けた分譲マンションの速やかな生活再建の支援として必要な事業。なお、本補助金を活用したライフラインの復旧が順調に進んだことから、平成27年4月10日をもって新規受け付けを終了し、当補助金の目的は達成されたと考えている。	③既交付決定者のみの支給であり、利子補給対象期間(5年間)が終了後、本補助金も廃止	③

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定の	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
13 浦安市マンションみらいネット更新費用助成金(住宅課)	平成20年度		市内の分譲集合住宅の管理組合及び管理組合法人	各種情報管理・保管の重要性から、(公財)マンション管理センターが運営する「マンションみらいネット」への登録が適正管理に有効であり、これを促進することで、良好な住環境の形成に寄与することを目的とする	「マンションみらいネット」の登録内容の更新に要した費用の助成	事業補助	105		●	国・県・近隣市実施なし	分譲集合住宅実態調査では、約45%の管理組合が制度を知らないと答えていることから、制度の周知方法について検討する必要がある。	他の住居形態(戸建、賃貸等)と異なり、分譲集合住宅は専有部分と共用部分から構成されることから、区分所有者間の意思決定の難しさや技術的及び法的な専門性など、特有の課題を抱えている。分譲集合住宅の割合の高い本市において、協働でまちづくりを進める観点から、この適正な維持・管理を様々な角度から支援することで、良好な住環境の形成に効果があるものとして取り組んでいる。なお、分譲集合住宅の支援については、既存支援のあり方や新たな支援策等の検証に取り組んでいく。	①	② ・やめた場合の影響の検証をしたうえで、必要性を検討する。
14 浦安市街灯補助金(住宅課)	昭和56年度		市内の分譲集合住宅の管理組合及び管理組合法人	分譲集合住宅の管理組合が管理する公衆の通行の用に供する道路を照明するための街灯の新設及び維持管理に要する経費の全部又は一部について補助することにより、明るい街づくりと防犯の推進を図る	分譲集合住宅の管理組合が管理する公衆の通行の用に供する道路を照明するための街灯の新設及び維持管理に要した経費の全部又は一部について補助する	事業補助	12,150		●	国・県・近隣市実施なし	マンション敷地内に設置された街灯であり、管理組合が維持管理費用等を負担するのは当然であることから、公益性があるとは考えにくい。	明るい街づくりと防犯の推進を図ることを目的に創設された制度だが、現在、市内の歩道には街灯が整備されており、明るい街となっている。また、各管理組合において、防犯に対する意識は非常に高く、補助制度を廃止しても自助努力により現状を維持していくことが想定される。このため、安全・安心を推進する当初の目的は達成されたと考え、制度を廃止していく。	③ 昭和56年から継続している制度であるが時代や社会情勢にあっても当初の目的も達成されたため、H31廃止で検討されたため	③ 昭和56年から継続している制度であるが時代や社会情勢にあっても当初の目的も達成されたため、H31廃止で検討中これを支持する。
15 浦安市分譲集合住宅共用部分修繕等工事資金利子補給金(住宅課)	平成10年度		市内の分譲集合住宅の管理組合	分譲集合住宅の管理組合が、共用部分の修繕及び改良工事を行う際、工事資金を金融機関から借り入れた場合に利子補給を行うことにより、計画修繕を促進し、居住水準の向上並びに良好な住環境の維持及び形成を図り、定住の促進に寄与する目的である。	分譲集合住宅の管理組合が共用部分の修繕及び改良工事を行う際、工事資金を金融機関から借り入れた場合に利子補給を行う	事業補助	2,548		●	賃貸マンションも対象としている自治体もあるが、浦安市の場合は合意形成が難しい分譲マンションのみを対象としている。	今後、建物及び設備の老朽化に対応した計画修繕工事の必要性は一層高まる。しかし、改良を見込んだ長期修繕計画を策定し、借入金に類らない適正な修繕積立金の額に改定できるよう支援をしていく。	他の住居形態(戸建、賃貸等)と異なり、分譲集合住宅は専有部分と共用部分から構成されることから、区分所有者間の意思決定の難しさや技術的及び法的な専門性など、特有の課題を抱えている。分譲集合住宅の割合の高い本市において、協働でまちづくりを進める観点から、この適正な維持・管理を様々な角度から支援することで、良好な住環境の形成に効果があるものとして取り組んでいる。なお、分譲集合住宅の支援については、既存支援のあり方や新たな支援策等の検証に取り組んでいく。	①	① 他市の実施状況を確認したうえで、この低金利時代に合った施策なのか、廃止を含め検討する。
16 集合住宅エレベーター防災対策改修支援補助金(住宅課)	平成28年度		市内の分譲集合住宅の管理組合及び管理組合法人	分譲集合住宅に設置されたエレベーターの災害時における安全性の向上を図ることと、居住者が安心できる住環境の整備を推進することを目的とする	エレベーター防災対策改修工事を行う管理組合等に対し、工事費の一部を助成する	事業補助	13,164		●	他市でもエレベーターに対する補助金はあるが、浦安市では、エレベーター利用の継続性と閉じ込め防止に重きを置き、利用しやすい補助となっている	平成28年度からの事業であり、制度内容を広く周知していく必要がある。また、エレベーターの改修には総会で決議が必要であることから、適正な管理組合の運営を支援していく考えである。	他の住居形態(戸建、賃貸等)と異なり、分譲集合住宅は専有部分と共用部分から構成されることから、区分所有者間の意思決定の難しさや技術的及び法的な専門性など、特有の課題を抱えている。分譲集合住宅の割合の高い本市において、災害時における人の移動の安全性を確保する観点から、区分所有者間の合意形成に資するため、当該事業に取り組んでいる。なお、分譲集合住宅の支援については、既存支援のあり方や新たな支援策等の検証に取り組んでいく。	①	①
17 浦安市商店街共同施設設置等事業費補助金(商工観光課)	昭和53年度		主として中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者が地域的に組織する次の商業団体。 (1) 中小企業等協同組合 (2) 市長が適当と認める任意の商業団体	商業環境の整備を促進し、もって商店街の振興を図る	市内の商業団体が、共同事業の推進を図るために行う、共同施設の設置及び当該施設の維持管理に要する経費の一部を補助する	事業補助	282		●	本市と同様の制度が存在するが、対象となる施設等が各市で異なる	時代に即して設備(防犯カメラ等)や環境負担の軽減に向けた取り組み等、社会的背景を理解し適正な事業実施を行うことが必要であると考え。	今後も引き続き、商用環境の整備を促進し、商店街の振興を図るため実施していくものとする。	①	①
18 浦安市商工業振興共同事業補助金(商工観光課)	昭和56年度		(1) 中小企業等協同組合及び市長が適当と認める任意の商工業団体 (2) 複数の商工業団体が中心として組織され、市長が適当と認める団体	商工業振興とイベント等の実施によりコミュニティの育成を図る。	商工業団体が行う共同宣伝、共同売り出し事業、情報化事業、空き店舗活用事業、研修会、講習会に対し補助金を交付する。社会実験事業として、移動販売事業と施設整備事業に対し補助金を交付する。	事業補助	5,500		●	本市と同様の制度がある。	現状は、継続して開催しているイベント事業に対する支援が多い。団体の魅力をより高めるためにも独自性の高い活動やその企画力を養う活動に対する支援も必要と考える。	今後も引き続き、商工業の振興を図るため実施していくものとする。	①	①
20 浦安商工会議所育成補助金(商工観光課)	昭和55年度		浦安商工会議所	商工会議所を育成し、その健全な発展を図るため、商工会議所の運営に要する経費の一部に対し補助金の交付を行う。	経営関係相談業務：金融相談、法律相談、経理相談など セミナー：経理、労務セミナー、経営セミナー、ITセミナーなど 証明書発行：原産地証明、商標照明 各種検定業務：簿記検定、珠算検定、販売士検定など その他：通信教育講座、会報発行、印刷機・会議室の貸し出しなど	混合補助(事業補助を主とする)	23,000		●	近隣市にも同制度は存在するが予算額は少額である。	補助の目的は明確であるが、補助額については年次的に検討する必要があると考える。	団体の自立を促進しなければならぬ側面もあるが、商工会議所はなくてはならない存在であり、支援継続は、地域経済の振興と活性化にとって必須であるが、補助額・補助の形態については見直しが必要と考える。	② 補助額(2,700万円→2,300万円に減額)・補助形態の見直し	② 自主財源の確保を促す、あるいは事業計画の確認により「育成」としての補助の圧縮を模索すべきである。ひいては、自立を促進すること
21 浦安市浦安市民まつり事業補助金(商工観光課)	平成10年度		浦安市民まつり実行委員会	浦安市民まつりは、本市における産業の振興及び地域経済の進展並びに市民のふるさと浦安への意識高揚を図り、もって本市産業の推進向上に資し、及び地域社会の連帯感を養うことを主旨としており、浦安市民まつり実行委員会が行う、市民まつり事業に要する経費に補助金を交付する。	毎年10月の土・日の2日間、市役所周辺で実施しており、行政関係の事業PRのほか、観光物産店、市内商工業者などによる飲食・物販・事業PR、市民のステージショーがある。	事業補助	9,000		●	一部自治体では負担金の形をとっているものの、全般的に運営に係る経費については補助を実施している状況である。補助額については、イベントの規模などもあり、簡単に比較することは難しい。	市民に親しまれた伝統ある祭りではあるが、類似のまつりとの再編余地はあり、補助額については、イベントの規模などもあり、簡単に比較することは難しい。	市民まつりは市民相互の交流の場であり、地域の連携、商工振興の場となっていること存続させていくべきであるが、運営上補助金が占める割合が大きいためイベントでの収入増や経費削減に努めながら、継続していく。	①	① ただし現行の事業内容の検証や他のイベントとの統合を考える必要がある。

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定の	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
22 浦安市経済団体事業費補助金(商工観光課)	平成14年度		(社)市川青色申告会浦安支所・(社)市川法人会浦安北・南地区	個人事業所及び法人企業の事業経営の健全な発展を図るため、経済団体が行う事業経費の一部を負担する	(社)市川青色申告会浦安支所・(社)市川法人会浦安北・南地区が実施する事業	事業補助	530		●	国・県・近隣市と同様の制度はない	本来は各団体が費用等を負担するのは当然であることから、公益性があるとは考えにくい。	団体等が主体的目的で行うべきものに対して行政が支援を行っていることから、その効果・目的達成度などを検証する必要があると考える。	①	③ 事業の意義や市負担の妥当性から見直しをすべき
23 浦安市遊漁船業振興事業補助金(商工観光課)	平成元年		浦安遊漁船協同組合	市内観光業の振興、発展に資するため	遊漁船業の振興にかかもの	混合補助(事業補助を主とする)	3,420		●	近隣では同種の事業は行われていない。	本市伝統の観光産業として、担う役割は重要であるため、時代のニーズに合わせた適切な遊漁船業振興のために、引き続き浦安遊漁船協同組合との協議が必要である。	遊漁船事業の振興を目指し、組合を育成するために必要な事業のため、引き続き補助するものと考えている。	①	② 伝統的観光業ではあるが、育成という段階ではなく、市としての必要な事務は委託などの形で出し、自立を促す必要がある
24 (社)浦安観光コンベンション協会補助金(商工観光課)	平成7年		(一社)浦安観光コンベンション協会補助金	浦安観光コンベンション協会を育成し、その健全な発展、事業活動の促進、対外的な観光PRを図るため	協会の運営及び事業に要する経費の一部	混合補助(事業補助を主とする)	25,000		●	特になし	協会の主な財源は行政からの補助金、会員からの会費、観光イベントなどに於ける収入等により賄われている。現時点では、シティセールス効果等が高く、市民にとっても、有益な公益事業を主事業として行っているため、補助金を充たせざるを得ない状況である。 今後は各地で開催されている物産展等への出店等を通じ、本市観光を広くPRする等戦略的な活動を促していきたい。	観光の取り組みは、毎年情勢の変化等に柔軟に対応していく必要がある。これに基づく事業計画等の内容を着実に実行していくことが重要である。本市の観光においてこの取り組みの鍵となるコンベンション協会への補助金については継続実施したいと考えます。	② 補助額を6500万円→2500万円に減額	②
26 浦安市民生委員児童委員協議会運営費補助金(社会福祉課)	昭和56年度		浦安市民生委員児童委員協議会	浦安市民生委員児童委員協議会の運営及び活動内容の充実を図るため、協議会の運営及び事業に要する経費の一部を助成する	高齢者や子ども、障がい者などに関する相談・訪問・連絡等、最近子育てサポートの体制も強化し、地域福祉の推進のため活動している	事業補助	3,416		●	補助金使途や額について、近隣市と比べて特別というものはなく、同様のものとなっている。公益性の高い地域福祉への貢献、実費弁償の意義からを考慮すると、民生委員活動の安定した実施のために必要な交付といえ、今後も継続すべきものである。	福祉行政に協力するボランティアとして活動している民生委員児童委員が、地域福祉の推進に果たす役割は大きく、今後ますますの高齢化進展が見込まれ、また子育て施策が重視されていく中、民生委員児童委員協議会の需要はま一段と高まることが予想される。	① 補助金使途や額について、近隣市と比べて特別というものはなく、同様のものとなっている。公益性の高い地域福祉への貢献、実費弁償の意義からを考慮すると、民生委員活動の安定した実施のために必要な交付といえ、今後も継続すべきものである。	①	① 他市との補助水準比較を行う
27 浦安市社会福祉協議会補助金(社会福祉課)	昭和56年度		浦安市社会福祉協議会	社会福祉事業の能率的運営と地域福祉の増進を図る目的で、民間組織としての自主性と、広く市民や社会福祉団体関係者に支えられた公共性を持つ社会福祉協議会に対し、運営費及び事業に要する経費の一部を補助している	プロパー職員人件費、地域福祉活性化事業、ボランティアセンター運営事業、終活セミナー事業	混合補助(運営補助を主とする)	77,538		●	補助金使途は、近隣市と比べて特別というものはなく、同様のものとなっている。地域福祉事業の安定した実施のために必要な交付といえ、今後も継続すべきものである。	現在、社会福祉協議会の運営及び事業に要する経費として社会福祉協議会の基礎をなすプロパー職員の人件費及び地域福祉事業等の経費に対し補助金を交付しているが、地域福祉事業の増加により補助金が増加していく可能性が高い	補助金使途は、近隣市と比べて特別というものはなく、同様のものとなっている。地域福祉事業の安定した実施のために必要な交付といえ、今後も継続すべきものである。	①	② ★繰越金の状況、内部留保の状況を把握し、実態に応じて見直しを図る必要がある。
28 浦安市遺族会事業費補助金(社会福祉課)	昭和55年度		浦安市遺族会	戦没者遺族の方々の福祉の増進を図るため、忠霊塔みたま祭等の自主的な活動を通して、会員相互の情報交換や親睦を深め、戦没者の慰霊事業を行っている浦安市遺族会に対し、活動に要する経費の一部を助成する	毎年7月15、16の2日間に渡り、浦安市忠霊塔、忠霊塔公園内に浦安市遺族会が実施する「忠霊塔みたま祭」の開催経費、千葉県遺族会が開催する慰霊事業への参加経費等	事業補助	1,300		●	他市では市戦没者追悼式による慰霊行事が行われるが、本市は遺族会主催のみたま祭りが定例行事となっており、補助金額が多くなっているが、みたま祭りでの支出を除けば、実質的に補助額は他市に比べて極端に多いというわけではない。	現在会費収入と補助金で各事業を継続して行っている。補助金については、毎年7月に行っている慰霊祭(みたま祭り)等の経費であるが、会員の高齢化により会費収入が減少し補助金は重要な収入源になっている。	特になし	①	② ★平成32年度から、みたま祭りと戦没者追悼式のセレモニーを統合する。
29 浦安市保護司連絡協議会補助金(社会福祉課)	昭和60年度		浦安市保護司連絡協議会	浦安市保護司連絡協議会の運営及び活動内容の充実を図るため、協議会の運営及び事業に要する経費の一部を助成する	社会を明るくする運動、更生保護研究大会、研修会等の経費	事業補助	625		●	補助金使途や額について、近隣市と比べて特別というものはなく、同様のものとなっている。犯罪予防、更生保護に取り組む意義を考慮すると、公益性が高く、安定した実施のために必要な交付といえ、今後も継続すべきものである。	保護司活動の必要性から、活動支援のための補助金は今後も継続されるべきであり、活動の重要性は高まっている。	補助金使途や額について、近隣市と比べて特別というものはなく、犯罪予防、更生保護に取り組む意義を考慮すると、公益性が高く、安定した実施のために必要な交付といえ、今後も継続すべきものである。	①	①
30 障がい者緊急時支援事業補助金(障がい事業課)	「30-1」 H26年度 「30-2」 H27年度		「30-1」 浦安市身体障がい者緊急時支援事業の実施に関する規則(平成26年規則第29号)に基づく事業の実施に当たり、同性による介護又は介助が行えるよう雇用環境等を整備するため、身体障がい者緊急時支援事業に要する経費の一部について、補助金を交付する。 (現：社会福祉法人 宏仁会) 「30-2」 浦安市知的障がい者緊急時支援事業の実施に関する規則第8条第1項に規定する指定事業者(現：社会福祉法人 南台五光福祉協会)	「30-1」 浦安市身体障がい者緊急時支援事業の実施に関する規則(平成26年規則第29号)に基づく事業の実施に当たり、同性による介護又は介助が行えるよう雇用環境等を整備するため、身体障がい者緊急時支援事業に要する経費の一部について、補助金を交付する。 「30-2」 事業の実施に当たり、知的障がい者又はその同居の家族等からの緊急の通報を受け、その者の居宅へ訪問し、見守り及び各関係機関との連絡調整を行えるよう雇用環境等を整備するため、知的障がい者緊急時支援事業に要する経費の一部について、補助金を交付する。	「30-1」 緊急時に対応できる体制整備のための補助であり、成果として実績数だけでは測れない性質のものである。そういった意味では、利用者の実際の声やアンケート調査等から、ニーズの把握と事業の課題の精査を継続的に行っていかねばならない。 「30-2」 知的障がい者に対し、緊急の通報を受けた場合に、その者の居宅に支援員を派遣し、見守り及び各関係機関との連携を図る。	「30-1」 事業補助 「30-2」 事業補助	19,800		●	「30-1」 補助創設から平成28年度までは、地域生活支援事業費等国補助金(1/2)及び地域生活支援事業費等県補助金(1/4)の対象となっていたが、平成29年度から対象外となっている。近隣市は同様の事業を行っていない。 「30-2」 補助創設から平成28年度までは、地域生活支援事業費等国補助金(1/2)及び地域生活支援事業費等県補助金(1/4)の対象となっていたが、平成29年度から対象外となっている。近隣市は同様の事業を行っていない。	「30-1」 緊急時に対応できる体制整備のための補助であり、成果として実績数だけでは測れない性質のものである。そういった意味では、利用者の実際の声やアンケート調査等から、ニーズの把握と事業の課題の精査を継続的に行っていかねばならない。 「30-2」 緊急時に対応できる体制整備のための補助であり、成果として実績数だけでは測れない性質のものである。そういった意味では、利用者の実際の声やアンケート調査等から、ニーズの把握と事業の課題の精査を継続的に行っていかねばならない。	「30-1」 身体障がい者が安全に自立した日常生活を営むことができるようになるためには必要な補助であり、指定事業者への適切な補助金を交付していきたいと考えます。 「30-2」 知的障がい者が安全に自立した日常生活を送るためには必要な補助であり、指定事業者への適切な補助金を交付していきたいと考えます。	「30-1」 ① 「30-2」 ①	① ○同性介助の必要性や、現場の声を確認(利用者、介助者)
31 福祉避難所支援事業補助金(障がい事業課)	平成26年度		市長と災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定を締結している施設の利用事業者	福祉避難所の機能の充実を図り、災害時に要援護者を受け入れる体制を整える。	「災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定」を締結している事業者に対し、福祉避難所における要援護者の避難生活に必要な物資等を購入するための費用を補助する。	事業補助	2,300		●	他市では実施しておらず、国県要綱にも定めがなく、浦安市の単独で補助実施	特になし	引き続き、事業所に補助金を交付することにより、福祉避難所の機能の充実を図り、災害時に要援護者を受け入れる体制の整備を図っていきます。	①	② 終期の設定。備蓄計画や方針などの作成を行い、計画的かつ必要な備蓄が実施できるようにすること

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定の	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
32 計画相談支援推進事業補助金（障がい事業課）	平成26年度		障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業所の指定又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所の指定を受けている事業者	計画相談支援及び障害児相談支援の円滑な実施を促進する	計画相談支援等を実施する事業者に対し、相談支援専門員の雇用に要する経費の一部を補助する	事業補助	12,960		●	国や県、また、近隣市では実施していない。	・事務員の仕事量も多いが、事務員の人員費は対象でない。 ・計画作成件数40件という要件について、40件作成すれば内容は何でも良いとなってしまう恐れがある。 ・計画作成40件の要件が厳しい。	相談支援事業所等を増やすことが急務であるため、引き続き補助金を交付し、既存の事業所の安定した運営と、新規の事業所の参入を図っていく。	①	② ★近隣市では実施していない事業であり、市の役割として必要なものなのか、再検証する必要がある。
33 障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金（障がい事業課）	平成27年度		特定の者に対し喀痰吸引等医療的ケアを行うための研修に参加する医療職以外のヘルパーを雇用している事業者	喀痰吸引等医療的ケアを必要とする在宅の障がい者が、安心して日常生活を送れるよう、喀痰吸引等を実施するヘルパーを増やす目的で、喀痰吸引等医療的ケアを行うための研修を受ける費用等の一部を補助する。	医療職以外のヘルパー等が特定の者に対し喀痰吸引等医療的ケアを行うための研修を受ける費用等の一部を補助する。	事業補助	350		●	国県要綱に定めなく、市の単独で補助実施。 千葉市でも喀痰吸引等研修の補助金を実施しているが、浦安市と比較して、対象経費に人件費が含まれておらず、補助限度額が45,000円低い。	特になし	喀痰吸引等医療的ケアを必要とする障がい者が安心して日常生活を送れるようにするため、居宅介護事業者に対し、適切な補助金の交付をしていきたいと考えます。	①	①
34 浦安市障がい福祉団体事業費補助金（障がい事業課）	平成26年度		身体障害者福祉会、手をつなぐ親の会、視覚障害者の会、聴覚障害者協会他市内で活動する障がい福祉団体であって、会員数10人以上、かつ、活動期間10年以上の団体で、市長が必要と認めたもの	各障がい福祉団体における障がい者の福祉の増進を図るため、団体が行う事業の経費に対し、補助金を交付する。	親睦旅行、研修等、各福祉団体が行う事業の経費に対し、補助金を交付する。	事業補助	1,960		●	国・県において実施なし。 近隣市では船橋市において、1団体1事業につき10万円を上限に実施している。	団体の活動を支援することで、障がい者の社会参加、自立促進等の向上につなげることが目的であるが、年々団体の高齢化、会員が減少傾向にある。	引き続き、事業者に補助金を交付することにより、要援護者支援体制の充実を図っていきます。	①	② ●繰越金の割合が高い団体あり、補助金額の見直し検討が必要
36 浦安市障がい者グループホーム等運営費補助金（障がい事業課）	平成20年度		障害者総合支援法に規定する共同生活援助（グループホーム）	障がい者の福祉の増進を図るため、グループホームの施設を運営している事業者に対して補助金を交付する。	グループホームの施設を運営する事業所に対し、補助金要綱に規定する補助金を交付する。	運営補助	9,642		●	運営費に関しては、県の要綱どおり実施している。空室補助については、市独自の実施となっている。	なし	障がい者等の地域移行を促す観点から、グループホーム運営事業所への適切な補助金を交付していきたい。	①	①
37 浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金（障がい事業課）	平成23年度		浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱第2条に基づく補助対象者	障がい者の地域における生活の支援を図るため、障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業所に対し、施設整備に要する経費の一部について、予算の範囲内において、補助金を交付する。	建物を購入した際の経費および建物の賃借により設置した際の改修費用等を補助する。	事業補助	16,630		●	船橋市においては、グループホームに消防設備を設置した際の補助金を交付している。	平成27年度に策定した浦安市障がい者福祉計画では、市民ニーズ等に基づき、平成29年度末までに100床分のグループホームを整備することとしているが、市内の家賃単価が高額であり、さらに人材不足等の影響もあり、平成29年10月末現在で、60床分の整備にとどまっている。	障がい者が安全に自立した日常生活を送るためには必要な補助であり、運営事業者への適切な補助金を交付していきたいと考えます。	①	①
38 浦安市地域活動支援センター経営事業費補助金（障がい事業課）	平成20年度		障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを営業者	障がい者の福祉の増進を図るため、地域活動支援センターの施設を運営している事業者に対して補助金を交付する。 地域活動支援センターは、障害者総合支援法において、市町村が行う必須事業とされているため、市町村は、直営、委託、補助等の形態により、本事業を行っている。当該補助金は、他市の事業として実施されている地域活動支援センターを、本市の障がい者が利用しているため、当該利用者分の経費を負担する必要があると考えられる。	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する地域活動支援センター事業に対し、補助金要綱に規定する補助金を交付する。	事業補助	1,785		●	地域活動支援センターは、障害者総合支援法で市の必須事業とされているため、基礎的事業については国や県の補助制度はない。機能強化事業部分についてのみ、国及び県の補助制度がある。 近隣市では、市川市、船橋市も同様の補助金を実施しており、他市の予算で運営する地域活動支援センターを浦安市の障がい者が利用した場合に、浦安市利用分の経費を補助することは妥当と考える。	他市の地域活動支援センター利用者を把握することが難しい。 地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者等の社会参加を促す観点からも、地域活動支援センターへの適切な補助金を継続し交付していきたいと考えます。	①	①	
39 浦安市特定地域活動支援センター経営事業費補助金（障がい事業課）	平成20年度		社会福祉法人「パーソナル・アシスタンスとも」	地域活動支援センターI型を設置し、障がい児・者に対し、交流の場の提供、デイプログラム、作業訓練等を行い、地域において自立した社会経済活動への参加の促進を図ることを目的としている。 地域活動支援センターは、障害者総合支援法において、市町村が行う必須事業とされているため、市町村は、直営、委託、補助等の形態により、本事業を行っている。	社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともが実施する地域活動支援センターI型（地域活動支援センターとも：今川センター「ほっぶ」）の事業に対し、補助金を交付する。	運営補助	40,460		●	地域活動支援センターは、障害者総合支援法で市の必須事業とされているため、基礎的事業については国や県の補助制度はない。機能強化事業部分についてのみ、国及び県の補助制度がある。 近隣市では、I型の地域活動支援センターを補助事業で実施しているのは松戸市のみ。千葉市、八千代市は委託事業として行っている。	創設当初は、I型の地域活動支援センターを実施できる法人が1法人しかなかったため、特定の当該法人に対する補助金となっていたが、現在実施できる事業者が増えているため、平成31年度に公募を予定している。 また、2か所の実施事業所のうち1か所は市の所有物件を無償貸与しており、その貸与物件の老朽化が進んでいる。	平成31年度に、要綱を改正し、補助金額も含め見直しを行う予定です。平成32年度からは、東の複合福祉施設の中に整備し、事業者についても公募を行うことを考えています。	②平成32年度に、東野複合福祉施設に当該事業を整備するため、併せて要綱を改正し、特定の事業者に対する補助金から、事業者を公募し、選定した事業者に交付する。	② 平成32年度に、東野複合福祉施設に当該事業を整備するにあわせて、特定の事業者への補助から、公募型の補助へと転換する予定。これを支持する。
40 高齢重度障がい者介護支援事業補助金（障がい事業課）	平成24年度		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支援施設	加齢により医療的サービス又は特別な配慮若しくは支援が必要となった高齢重度障がい者の福祉の向上を図る	身体障害者手帳1・2級及び療育手帳を所持する50歳以上の医療的ケアを必要とする方が入所している施設に対して、高齢重度障がい者の支援に当たる従業者の人員費その他の施設の運営に要する経費の一部について補助金を交付する	運営補助	0		●	特になし	医療を必要とする重度障がい者の入所支援は今後も必要不可欠であるが、補助金交付の実績がない。	特になし	①	③ 交付実績がないことから、一旦補助制度の廃止を検討する

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定の	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
41 重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金（障がい事業課）	平成24年度		・児童福祉法に基づく児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・障害者総合支援法に基づく日中一時支援事業所	医療的ケアを常時必要とする在宅障がい児・者が通所する事業所において、看護師を配置し、医療ケアを実施している場合、その支出する人件費に対し、その一部を補助することにより、通所先の確保を促進する。	経管栄養、たんの吸引等常時医療的ケアを必要とする方が通所する事業所に対し、看護師による医療ケアを実施している場合に補助金を交付する。	事業補助	5,895	●		県の要綱どおりに実施している。	なし	医療ケアを必要とする在宅の障がい児は、今後も増えてくることが見込まれることから、継続して適正な補助金の交付に努めていきたいと考えます。	①	①
42 重度障がい者等支援事業所運営費補助金（障がい事業課）	平成26年度		市内で障害者総合支援法に基づく生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を運営する事業所	障害支援区分4以上の方を支援している重度障がい者が通所する市内の通所施設等を運営する事業者に補助金を交付することにより、重度障がい者の福祉の増進を図る。 現状、強度行動障害等の行動障がいのある方、医療的ケアなどの重度障がいのある方の受け入れについては、事業所の大きな負担となっている。 そのため、「障害支援区分4」から「障害支援区分6」の方を対象とし、人員設備費用に対する補助を行っている。	重度障がい者の福祉増進を図るため、障害支援区分4以上の方を支援している市内の生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を運営する事業所を対象に、人員、設備の費用等その運営に要する経費の一部について補助金を交付する	運営補助	81,194	●		国・県、近隣市は実施なし	補助対象経費、補助基準額については、今後も随時精査していく必要がある。	重度障がい者は、今後も増えてくることが見込まれることから、継続して適正な補助金の交付に努めていきたいと考えます。	①	①
43 短期入所事業運営費補助金（障がい事業課）	平成28年度		市内で障害者総合支援法に規定する短期入所事業所を設置する事業者	障がい者の福祉の増進を図るため、障がい者福祉計画の見込量から事業所が不足している短期入所事業を運営する事業者に対して補助金を交付するもの。	短期入所事業を運営する事業者に対し、補助金要綱に規定する補助金を交付する。	事業補助	10,800	●		国・県、近隣市は実施なし	補助対象経費、補助基準額については、今後も随時精査していく必要がある。	障がい者等の福祉の増進を図る観点から、短期入所事業所の安定した運営を図るため、今後も適切な補助金を交付していきたいと考えます。	①	①
44 障がい福祉サービス事業所防犯対策強化整備費補助金（障がい事業課）	平成29年度		浦安市障がい福祉サービス事業所防犯対策強化整備費補助金交付要綱第3条に規定する補助対象者	市内の障がい福祉サービスを行う事業所の防犯対策の強化を図るため、障がい福祉サービス事業所の防犯対策強化の整備に要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。	市内の障がい福祉サービスを行う事業所の防犯対策の強化を図るため、障がい福祉サービス事業所の防犯対策強化の整備に要する経費の一部を補助する。	事業補助	1,500	●		近隣市は同様の事業を行っていない。	特になし。	全国的にも障がい福祉施設における事件が発生し、市内障がい福祉サービス事業所においても防犯対策の強化が求められるため、今後も適切に補助金を交付していきたいと考えます。	①	② ★施設の基本的な安全確保は、事業者の瀬金にであり、近隣市でも実施していない状況から、時限的な補助とすべき。
45 障がい福祉サービス等従事者住宅手当支給事業補助金（障がい事業課）	平成29年度		市内障がい福祉サービス等事業所	障がい福祉サービス等に従事する人材の確保及び離職の防止	事業者が従事者に対して支給する住宅手当を増額、または新たに開始した場合、増額した住宅手当の上乗せ分、または新たに開始した住宅手当分を、対象従事者1人につき月額20,000円を限度に補助する。	事業補助	6,000	●		国・県、近隣市は実施なし	平成29年度から開始した事業のため、現状ではなし。	平成29年度から開始した事業のため、今後実績や効果等を踏まえて精査していく。	①	①
46 福祉避難所支援事業補助金（高齢者福祉課）	平成26年度		災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結した市内で特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人5団体	福祉避難所の機能の充実を図るため、福祉避難所における高齢者、障がい者等災害時に特に保護について配慮を要する者の避難生活に必要な物資等の購入に係る経費に対して、補助金を交付する。	市長と災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定を締結している福祉避難所に対して、福祉避難所における高齢者、障がい者等災害時に特に保護について配慮を要する者の避難生活に必要な物資等を購入するための費用を補助する。	事業補助	900	●		国・県、近隣市において同様の補助金はない。	本補助金は福祉避難所の強化を目的としており、実際に災害が起きた際の保険の必要性についても検討していく必要があると考える。	継続が妥当であると考えます。平成26年度から開始した事業であり、各福祉避難所の物資が整ってきた場合には、検討が必要と考えている。	①	② 終期の設定。備蓄計画や方針などの作成を行い、計画的かつ必要な備蓄が実施できるようにすること
47 高齢者あんしんマンションライフ支援事業運営費補助金（高齢者福祉課）	平成22年度		入船東エステート住宅管理組合、サンコー浦安自治会、潮音の街自治会、浦安高洲県営住宅自治会	マンションに居住する高齢者のコミュニティを形成し、高齢者の孤立を防ぎ、高齢者が安心して生活できる環境を確保するため。	マンションの管理組合または自治会が運営する、サロン開催、安否確認及び健康相談その他高齢者の生活相談の事業。	事業補助	1,400	●		国県要綱に定めなく、市の単独で補助実施をしている	平成29年度現在、実施団体は4団体であり、今後さらに実施団体を増やしていくとともに、事業開始に当たっては手厚い団体支援が必要であると考えられる。	継続が妥当であると考えます。	①	①
48 浦安市老人クラブ補助金（高齢者福祉課）	「48-1」昭和55年度 「48-2」昭和55年度		「48-1」単位老人クラブ（49クラブ） 「48-2」浦安市老人クラブ連合会	「48-1」老人福祉の増進を図るため交付をしている。 「48-2」単位老人クラブは、おおむね60歳以上かつ50人以上の老人で組織された、会員相互の親睦と老人福祉の増進を図ることを目的とした団体であり、その目的を達するための事業を行うために本補助金は必要である。 「48-2」老人福祉の増進を図るため交付をしている。 浦安市老人クラブ連合会は、単位老人クラブにより構成された連合組織であり、会員相互の親睦と老人福祉の増進を図ることを目的としており、その目的を達するための事業を行うために本補助金は必要である。	「48-1」老人クラブが実施する文化、親睦及び奉仕に関する事業 「48-2」老人クラブ連合会が実施する文化、親睦及び奉仕に関する事業	「48-1」事業補助 「48-2」混合補助（事業補助を主とする）	14,830	●		「48-1」近隣市と比較すると、金額はやや高いが、活動の活発さや実施している事業なども異なるため単純に比較することはできない。 「48-2」本市の老人クラブは、活動が活発であり事業も多いことから、現在のところ金額は妥当である。 「48-2」近隣市と比較すると、金額はやや高いが、活動の活発さや実施している事業なども異なるため単純に比較することはできない。 本市の老人クラブ連合会は、活動が活発であり事業も多いことから、現在のところ金額は妥当である。	「48-1」補助対象経費と対象外経費を明確に分けることが、大きな課題である。予算書と決算書を、補助対象経費と対象外経費に分けて記載することに対しては、「高齢者にとって、事務が煩雑になるのは困る、できない」という声があがっている。実施する場合は、職員が補助金事務をサポートしなくてはならない状況が想定される。また、食糧費や慶弔費を補助金の補助対象外経費とした場合、老人クラブの事業自体が成り立たなくなるため「茶話会や誕生会等の食糧費が補助対象外となると参加者のみならず会員が減少する」との声があがっている。 「48-2」補助対象経費と対象外経費を明確に分けることが、大きな課題である。	「48-1」高齢者の主体的な活動の支援策として、現状のまま継続していくことが妥当と考える。補助対象経費と自己負担対象経費について、明確に分けることが大きな課題である。 「48-2」高齢者の主体的な活動の支援策として、現状のまま継続していくことが妥当と考える。補助対象経費と自己負担対象経費について、具体的・客観的な基準づくりが難しい。	①	② ★補助金対象経費の見極めを、各クラブとも実施すること。 ★慶弔費に対する補助は、市が間接的に、特定の市民へ香典等を出すこととなり、合理性と公平性に全く欠けるため、見直すべき。 ★自治会と同様、本市の老人クラブへの支援はかなり手厚いことから、例えば、老人クラブ施設の光熱水費などの実費部分は負担を求めていくべき

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定の	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直しで継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直しで継続 ③廃止
49 高洲地区高齢者福祉施設診療所運営費補助金（高齢者福祉課）	平成18年度		社会福祉法人聖隷福祉事業団	浦安市高洲地区高齢者福祉施設における、要介護高齢者等の包括的な健康管理等を図るため。また、近隣住民の地域医療の拠点としての位置付けを目指す。	浦安市高洲地区高齢者福祉施設における、要介護高齢者等及び、近隣住民の地域医療の拠点として診療所を運営する。	事業補助	8,000		●	国、県、近隣市には同様の補助金はない。	「（仮称）千葉大学病院浦安リハビリテーション教育センター 城東桐和会浦安病院」が平成31年度より開設予定となっているため、当該診療所の必要性について検討する必要がある。	現状では継続が妥当と考える。「（仮称）千葉大学病院浦安リハビリテーション教育センター 城東桐和会浦安病院」に内科の診療ができる外来部門が開設される場合には、診療所の必要性について検討する必要がある。	② 「（仮称）千葉大学病院浦安リハビリテーション教育センター 城東桐和会浦安病院」に内科の診療ができる外来部門が開設される場合には、診療所の必要性について検討する必要がある。	③ ★現在の利用状況を踏まえ、患者を呑み込めるならば、リハビリセンター整備とともに廃止とする。 ★廃止後の施設活用策の検討は課題 これを支持する。
50 買い物サポート事業補助金（高齢者福祉課）	平成26年度		特定非営利活動法人 たすけあいほっとぽ特定非営利活動法人 ココCOLORネット	高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるように、買い物代行及び同行支援を行う。	買い物代行では高齢者の利便性の向上を、同行では精神的なサポートを行う。	混合補助（運営補助を主とする）	2,692		●	国県要綱に定めなく、市の単独で補助である。	平成29年度より「総合事業」が開始されており、総合事業のサービスのひとつである「訪問型サービスB（日常の困りごとを助けるサービス）」へ本事業を移行することを検討していく。	現状では、継続が妥当であると考えられる。今後は総合事業に移行し、市独自の新たな基準による買い物・掃除等の訪問型サービスを検討していく。	② 「総合事業」への移行を踏まえて、事業内容や補助金の内容についても検討が必要である。	②
51 高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金（高齢者福祉課）	平成29年度		シニアいきいきサロン	高齢者が健康で安心と生きがいを持って住み続けたい街づくりを目的に高齢者が集う居場所（サロン）を提供する。また、担い手研修を実施し、参加者の中より元気に生きがいを持って活動する担い手の育成を行う。	高齢者が集う居場所（サロン）づくり、元気に生きがいを持って活動する担い手の育成を行う事業	混合補助（運営補助を主とする）	1,645		●	国県・近隣市での実施事例はない。	補助金の目的である、地域づくり、仲間づくり、担い手育成は時間を要するものであり、2、3年では十分な成果を達成することはできないと考えているが、補助期限（終期）を設定したうえで、今後の展開を模索していく必要がある。	継続が妥当と考える。	①	② ★老人クラブ事業との棲み分けの明確化したうえで、改めて、必要性を検討すべき ★終期の設定を検討すること
52 公益社団法人浦安市シルバー人材センター補助金（高齢者福祉課）	昭和63年度		（公社）浦安市シルバー人材センター	（公社）浦安市シルバー人材センターを助成することにより、シルバー人材センターの健全な運営を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するため、人材センターの運営及び事業に要する経費の一部に対し補助金を交付している。	・派遣職員人件費 全額補助 ・正規職員人件費 限度額11,500,000円 ・管理費 限度額500,000円 ・事業費 限度額6,000,000円	混合補助（運営補助を主とする）	21,249	●		近隣市でも補助を行っており、補助内容も同様となっており、今後も継続する必要があると考える。	今後自主財源で運営を行えるよう、会員の増強、受注率の向上を求める。	「高齢者等の雇用の安定に関する法律」により、市はシルバー人材センターに対し支援を行うこととされており、継続は妥当であると考える。引き続き自主財源確保の努力を促していきたい。	①	② ★シルバー人材センターの存続意義の再検証を行うべき ★うらやす財団との統合検討を行うこと
53 認知症対策三位一体計画推進事業補助金（高齢者福祉課）	平成25年度		株式会社 舞浜倶楽部	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域での暮らし続けることができる社会の実現のため、認知症の本人・家族、認知症に関わる事業者、地域住民を支援することにより、認知症の人が生活しやすい地域づくりを行う。	市と補助の対象となる介護保険事業者とが協働で、認知症の人とその家族の支援、認知症に関わる事業者の支援及び地域住民の支援を一体的に行う。	事業補助	961	●		協働事業として実施しており、他市に同種の事業はない。国が提示するメニュー（必須事業）について、試行的に行い、本施行につながる可能性があるため、費用対効果は高い。	協働提案事業として開始し、認知症協働事業として実施しているが、補助金の交付期限（終期）が設定されていない。	現状では、継続が妥当と考える。今後、本事業の対象となる事業の要件、事業の継続、終期について見直しを検討していく。	② 事業の継続、終期について	② ・H30年度に事業を継続する必要性と、終期の設定について見直しを行う予定（担当課意向）これを支持する。
54 認知症カフェ運営費補助金（高齢者福祉課）	平成28年度		認知症カフェを運営する団体	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域での暮らし続けることができる社会の実現のために、認知症カフェ事業に対して補助を行う。認知症カフェを安定的に運営していく上で必要である。	認知症カフェ（認知症の悪化防止、相互交流、情報交換等を目的として、認知症の者又は認知症の疑いのある者及びそれらの家族、専門職である者並びに地域住民が気軽に集い、主体的に参加できる活動拠点）の運営に要する経費。補助金対象としては認知症カフェ設置に係る賃借料及び使用料、認知症カフェの周知に係る広告の印刷費並びに講演会等の開催に係る講師への謝金	事業補助	400	●		認知症カフェは、介護保険法に規定する認知症地域支援・ケア向上事業において認知症の人の家族に対する支援事業の中の一つとしても掲げられており、取り組むべき事業であると考えている。近隣市の中には、認知症カフェを普及させるために、委託形式もあるが、認知症カフェの特性や本市で自主的に運営している団体が既に6か所あることから、必要とする団体に対して補助（金）を行うことが合理的であると考えている。なお、認知症の人数の増加や制度ができて間もないことから、当面の間、補助金を交付することは必要であると考える。	認知症カフェの運営自体は多様であるが、認知症カフェ運営費補助金を交付する団体が運営する認知症カフェについては一定の質が求められている。また、補助金の交付がなくても運営している団体もあることから、補助金交付の期限や内容について見直しをする必要がある。	継続が妥当であると考えられる。	①	② ★補助金交付を受けていなくても実施している団体との格差を踏まえ、存続について検討する必要がある。また、継続をする場合でも、期限付きの補助へ改めるべきである。
55 特別養護老人ホーム運営費補助金（高齢者福祉課）	平成29年度		同一建物内でユニット型とユニット型以外の別々の指定を受けている市内特別養護老人ホーム	同一施設内でユニット型とユニット型以外の特別養護老人ホームが併設されている場合で、栄養マネジメント加算、経口維持加算Ⅰ及び経口維持加算Ⅱはどちらか一方の施設しか請求できません。同一建物でサービスの差別化をすることは理解が得られず、同一のサービスを提供しているが、財政状況が厳しく施設運営に支障をきたしているため、入所者へのケアの質の確保及び運営法人の財政の健全化を目的に補助金を交付するものです	同一施設内でユニット型とユニット型以外の特別養護老人ホームが併設されている場合で、特定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）に規定する、栄養マネジメント加算、経口維持加算Ⅰ及び経口維持加算Ⅱに該当する栄養管理を行った場合、どちらか一方の施設のみしか請求できないため、請求できない施設の加算相当額。	運営補助	3,000	●		国の制度により補助金の必要が生じている。近隣市に同様の補助金はない。	国が同一建物で、ユニット型、ユニット型以外の施設が併設されている場合に、どちらの施設でも栄養マネジメント加算、経口維持加算Ⅰ及び経口維持加算Ⅱが請求できるようになれば補助金の交付は必要ない。どのように県や国に要望していくか、それぞれの加算の交付要件をどのようにチェックするのか。	継続が妥当であると考えます。平成29年6月7日付浦企第75号「国及び県に対する要望・協議調整事項等の提出について」で加算請求について要望した。今後要望が実現すれば、補助金の交付は廃止することができる。	①	① 平成29年6月7日付浦企第75号「国及び県に対する要望・協議調整事項等の提出について」で加算請求について要望済み

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定の補助金	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
56 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス支援事業補助金(介護保険課)	平成26年度		株式会社 日本生科学研究所	介護保険制度改正により創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」の普及に向けて、事業者が利用者を確保するまでの運営を支援するため、運営費の一部を補助する。 24時間対応のサービスであるため、人員の確保など事業者側にとって負担の多い事業となっており、また、利用者が多ければ対応する従事者も必要となっている。 このため、採算が取れるよう一定の利用者の確保がされ、安定した事業運営ができるよう支援する必要がある。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日提供されるものです。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。	運営補助	1,680	●		国・県、近隣市町村においても補助事業はないため、比較はできない。	事業者としては、毎月の利用者が20名を超えないと採算が取れないが、段階的に利用が増えるものではない。利用者が増え、補助金の交付対象とならなくなる月があっても、翌月には利用者が減ることもあり、補助金制度をなくしてしまうと事業者は採算割れとなるため、事業継続の安定性が確保できない。	利用者が自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、24時間365日、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることができる、他に類を見ない事業あり、なくてはならない事業であると考えています。 このため、安定した利用者の確保など、事業者と連携して継続していきたいと考えます。	①	①
57 公的介護施設等整備費補助金(介護保険課)	平成21年度		市の施設整備計画に基づき介護施設を整備する事業所	千葉県介護施設等整備事業交付金により、市の施設整備計画に基づき施設整備等を行った事業者に対し補助金を交付する。 地域密着型サービス等の施設整備を行った事業者、介護施設等の施設を開設する事業者に対し開設準備経費等の一部を補助している。	市が介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業を行う施設を建設する事業者を募集し、国の基準を遵守した施設を建設させるものです。	事業補助	0	●		県の交付金を事業者に交付するものである。	特になし	県の交付金を事業者に補助するものであるが、介護保険事業計画に基づき介護施設整備について、事業者が参入しやすくなっているものとする。	①	①
58 要介護改善ケア奨励事業補助金(介護保険課)	平成28年度		介護サービス事業者	現行制度では入所者の要介護度を改善すると事業者を支払われる介護報酬が低下してしまうため、減収分を補うことで介護現場の意欲向上を図る。	高齢者施設で入所者の要介護度が改善された場合、要介護1ランクにつき、ひと月ごとに2万円の奨励金を交付するもの。	事業補助	5,460	●		国や県、近隣市での実績がないため、比較は困難であり、先駆的に導入した品川区の仕組みを参考にしている。 制度開始から間もないため評価は難しいが、一定程度の要介護度改善が図られ、今後も増加が見込まれ介護度の改善が進むことが期待される。	介護保険制度では要介護度に応じて介護報酬が上がる構造が一般的だが、介護の手間を評価したものである。一方で介護度が改善すれば介護報酬が下がるデメリットがあり、当該補助金は介護度改善を評価したものである。しかし国の社会保険制度である以上、制度内の介護報酬で対応するのが本来のあり方と考えられる。	デイサービス事業所等を対象としたインセンティブの問題は、事業所収入にあたる要介護度が軽い人ほど低い。せっかく要介護度が改善しても事業所には収入減となることから、介護職の意欲向上のために、要介護度が改善した施設に対して、継続的に市単独事業として奨励金を支出することは妥当と考える。なお、本来このようなことは、国が介護報酬の加算等で対応すべきものと思いますが、国に対して働きかけていきたい。	①	①
59 介護事業者住宅確保支援事業補助金(介護保険課)	平成28年度		介護サービス事業者	介護事業者が賃貸住宅を借上げ費用の一部を支援することで介護従事者の確保や就業継続及び離職防止を図る	市内に在住する介護サービス等を提供する介護事業者に対し、介護従事者の宿舍の借上げを支援するため、介護事業者が支出した介護従事者の宿舍借上げに係る経費(賃料・管理費)を助成する。	事業補助	8,400	●		国や県、近隣市で類似の補助事業がなく、比較はできない	現在介護職員のみが対象としているが、介護事業者の人員基準には看護職員など専門職の配置も必要。専門職の確保として対象範囲の見直しが必要と考えられる。	全国的な介護人材不足の状況や、今後の高齢化・介護度重度化の展望を踏まえると、今後もこのような助成を継続していく必要がある。	② 対象となる介護従事者の範囲の拡大	①
60 B型訪問サービス事業補助金(介護保険課)	平成29年度		ボランティアを主体とした団体	実施団体に対しサービス提供にかかる人件費などを除いた運営のための間接経費の一部を補助する。 日常生活の支援を必要とする者に対し、地域の多様な生活支援が効果的に提供されるよう、住民によるたすけあい(生活支援)サービスを実施する団体に対して補助をすることにより、地域の支えあい活動の推進を図る。	介護保険制度改正により創設された住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービス提供事業である。 実施団体が、無償や低廉な費用(実費相当額)で清掃、ゴミ出し、除草、買い物代行や調理などのサービスを提供する。	運営補助	1,200	●		介護保険制度改正により創設された住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービス提供を前提としており、費用や事業内容などの詳細は各市町村に委ねられている。 サービス提供にかかる人件費などを除き、運営のための間接経費の一部を補助するものであるが、各事業主体により違いがあるため、単純に比較はできない。	29年度は、実施団体に対しサービス提供にかかる人件費などを除いた運営のための間接経費の一部を補助することと予算を計上し、対象となる団体と実施に向け協議を重ねてきたが、利用者負担額などで調整ができていない。他の都市部である近隣市も、協議を進めているが、実施に至っていない状況である。 既存のボランティア団体では、サービス提供は有償で行っており、制度が想定する低廉な利用料(例:ゴミ出し1回300円以下)では、受け手がないので、他のサービスと併用するなど1回当たりの金額を検討する必要がある。	高齢化に伴い今後支援を要する方が増加する中、清掃、ゴミ出し、除草、買い物代行や調理などのサービスの需要はますます高くなることから、住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービス提供は、とても重要な事業であり、実施可能な団体と協議を重ね、事業を展開していきたいと考えます。	② 平成30年度に受託候補団体と委託条件等を見直し実施していきたい。	②
61 浦安市公衆浴場環境整備等補助金(健康増進課)	昭和56年度		市内公衆浴場3件(米の湯、末広湯、松の湯)	市民の入浴の場を確保し、公衆衛生の向上を図る。	公衆浴場の環境整備に対する補助であり、1浴場あたり20万円を上限に補助金を交付する。	事業補助	600	●		近隣市と比較すると、どの自治体も浦安市に比べ、上限額・交付額が高いものとなっている。このことから、現在の補助額は適正であると考えられる。	公衆浴場を営業者が減少する中、事業を実施していただいている中で、補助額が妥当であるのが当面の課題となる。	公衆浴場の利用者は年々減少傾向にあるが、現在でも家庭に風呂がない方などニーズがあるため、市内に公衆浴場は必要である。そのため、公衆衛生の向上を図るための浴場施設の環境整備を図るための補助金の交付は必要と考える。	①	① 災害時の役割もあり存続
62 浦安市公衆衛生事業補助金(健康増進課)	平成19年度		一般社団法人浦安市医師会、一般社団法人浦安市歯科医師会、一般社団法人浦安市薬剤師会	市民の保健衛生の向上に資するため。	公衆衛生の向上に関する事業に要する経費の一部について、補助金を交付する。	事業補助	6,000 4,000 650	●		近隣市と比較すると、複数自治体に比べて補助限度額は高いものとなっている。しかし、他市が行っている事業詳細は把握できないため、補助額をもって浦安市が一概に高いといえるものではなく、本市は多岐にわたる事業を展開しており、これに対する補助額は適正であると考えられる。	三師会は市役所としての協力者であるため、市民にも事業内容や団体等を周知する必要はある。	三師会は市の公衆衛生について広く協力をいただき、事業を行っており、今後も補助金の交付は必要と考える。	①	①
64 在宅医療連携推進事業運営費補助金(健康増進課)	平成27年度		一般社団法人浦安市医師会	在宅療養に携わる多職種連携体制の整備を行い、在宅ケアの質を向上させるとともに、地域包括ケアシステムの構築における環境整備。	多職種にわたる医療・介護関係者が情報共有できるシステムを構築するため、医師会が行うシステム整備のための経費に対する補助金交付	事業補助	7,000	●		特になし	補助事業である「在宅クラウド浦安方式」について、クラウドシステム利用料が高額である。浦安市医師会に対して価格交渉の徹底などを義務付けるなどの対策を講じたい。また、「在宅クラウド浦安方式」の利用者調査や利用者拡充のための検討など、補助事業のさらなる拡充を図ることが必要。	浦安市医師会は、市が検討を進めている地域包括ケアシステムの構築に先立って、情報の共有、連携をすすめており、医師会の行う事業を補助することが、地域包括ケアシステムの構築に資するものと考えられる。	①	② ★高価な使用料を支払っている、在宅クラウド浦安方式をとる以外に、現行の情報共有機能を確保する方法を模索する

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定の	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
55 子育て応援メッセージ実行委員会補助金（こども課）	平成19年度		子育て応援メッセージ実行委員会	実施にあたり、各子育て支援団体より実行委員を選出し、子育て応援メッセージ実行委員会を組織、運営をしている。子育て支援団体や企業が一体となって子育て支援をしていく気運の醸成・活性化を図り、親子が気軽に足を運んで様々な情報を得ることができる。	市内で活動する子育て支援団体、企業、行政が協力し、妊娠期から子育て中の方（主に0～3歳児のおさんのおいる保護者）を対象として、情報発信の場となる子育て応援メッセージを開催している。	事業補助	1,000		●	特になし	毎年、市内子育て支援団体から実行委員を選出し、子育て応援メッセージ実行委員会を運営しているが、所属する団体での活動と、子育て応援メッセージ実行委員会での活動の両立に負荷がかかるため、実行委員会運営に協力できる子育て支援団体が減少傾向にあることが課題である。実行委員の選出方法を今後検討していく必要がある。	若い世代の転入・核家族世帯が多いため地域とのかかわりが少なく子育ての孤立化が課題となっている本市において、さまざまな情報を得られ、気軽に親子で楽しめる機会を提供することや、地域の子育て支援団体の活動を活発にし、地域ぐるみの子育て支援環境が整備されることが必要であると考えている。今後においても、地域力を高めていくため、補助金の妥当性を検証していく。	①	② 子育て支援については、市も様々な事業を展開している中で、市が補助をする意義を検証し、なおかつ補助内容を再検討すること。
56 地域子育て応援事業補助金（こども課）	平成22年度		お助けねっつ・こんべいとう、おやこの広場・ほこほこ	子育て・家族支援者養成講座の認定された方の活動実践の場としてサロンを開催し、経験することで次の段階に進むことができる。また、そのサロン活動は子育て中の親への支援につながる。	子育て中の親子の交流や、子育て等に関する相談の場となる子育てサロン事業を運営する。	事業補助	6,720		●	特になし	補助団体への自立性を促すことを考えると、まだまだ会員数が少ない中、自主財源の確保が難しいところがあり、補助金の見直しまでには至っていないのが現状である。今後、事業の継続等の方向性など、これまで実施してきたことを踏まえ、利用者などの動向を見ながら精査・検討していく。	子育ての不安や悩み、また、個々の子育て家庭の問題は、各家庭により様々である。そのような中、親子が気兼ねなく集い、交流することができる場所を提供することや地域での子育て支援が必要であると考えている。今後においても、地域力を高めていくため、補助金の妥当性を検証していく。	①	①
57 望海の街子育て支援運営補助金（こども課）	平成27年度		浦安市社会福祉協議会	平成26年9月11日、浦安市、UR都市機構、浦安市社会福祉協議会が協働により、乳幼児と子育て中の親、出産を控えた妊婦が交流できる場として、UR望海の街集会所に「望海の街子育てサロン」をオープンした。 核家族で子育てに不安を感じている親御さんを身近な場所で支援し、市の掲げる切れ目のない子育て支援につなげ、安心して第2子、第3子が出産でき、育てられる環境を、地域の資源を活用し、官民一体で取り組む事業である。	・開所時間は、午前10時～午後3時。時間中の出入りは自由。 ・対象者は、①0歳児・妊婦対象 ②1～2歳児対象で実施。 ・相談 保健師による育児相談や 栄養士による栄養相談・離乳食相談を随時実施する。 ・出前保育 子育て支援センターや幼稚園、ボランティアグループなどに協力をいただき、手遊び・リズム遊び・エブロンシアター・パネルシアター・歌・赤ちゃん体操・親子体操など出前保育を取り入れ、親子で遊んだり仲間作りをしたり、親子の交流を深め楽しく子育てができるきっかけづくりを行う。 ・ランチタイム 開所日の12時から13時半は「ランチタイム」とし、持ち寄りランチを楽しむ。 ・おしゃべりタイム 午後は保護者同士で気軽に親睦を深める時間とする。	事業補助	1,062		●	特になし	当該事業の実施にあたり、類似の子育て事業もあることから、今後、事業の継続等の方向性及び同様の事業との関連性など、これまで実施してきたことを踏まえ、利用者などの動向を見ながら精査・検討していく。	市と民間で協働事業を実施する社会福祉協議会は、これまでも幅広く地域社会や地域住民の多種多様なニーズに応じ、創造性のある事業や市の補完事業を安定的かつ継続的に実施している。当該事業についても、同様で、親子が気兼ねなく集い、交流することができる環境づくりとして、地域に即した事業ができていていると感じている。	①	② 幼稚園解放事業（子育てすこやか広場）など類似事業との統合を検討するべきである。
58 浦安市ひとり親家庭福祉事業費補助金（こども課）	昭和59年		浦安市ひとり親家庭福祉会	本市における母子及び父子家庭並びに寡婦の生活の向上と福祉の増進を図るため。	総会や内部の打ち合わせ等の会議運営経費及び事務経費を除いた、会が実施する親睦事業、文化事業、その他母子及び父子家庭並びに寡婦の生活向上と福祉の増進を図るための事業	事業補助	1,500		●	補助金支出額において、他自治体に比べて多い。ただ、核家族世帯が多く、同居の両親の支援をせずに子育てをしているひとり親が多いという本市の特性上、多少の手厚い支援は問題ないと考える。	福祉会の会員が減少している点である。この点においては、今年から児童扶養手当の受給資格者を対象にチラシを配布するなど、新たな勧誘方法を実施した結果、ここ半年で10名の会員が増加するなど成果を上げている。	増加傾向にあるひとり親世帯における孤独感や不安感の解消のためにも、共通する問題を抱える方々が集い交流する組織として、必要性は高いと考える。しかし、今後の取組課題として、さらなる新規会員の獲得の他の啓発等について新たな取り組みを検討していく必要がある。	①	② 元々会員間の親睦や相互支援を目的とするならば、市としての関与は小さくしていかねばならない。

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定の補助金	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
69 浦安市つどいの広場運営費補助金（こども課） 堀江、明海	[69-1]平成24年度 [69-2]平成19年度		[69-1]浦安市社会福祉協議会 [69-2]特定非営利活動法人 i-net	[69-1]子育てへの負担感や育児不安の解消を図り、子育てに関する地域ぐるみの社会的支援の充実を図る。 [69-2]子育てへの負担感や育児不安の解消を図り、子育てに関する地域ぐるみの社会的支援の充実を図る。	[69-1]子育てに不安や悩みを抱える親等が気軽に集える場所を提供し、親子同士の交流や子育て相談に応じる [69-2]子育てに不安や悩みを抱える親等が気軽に集える場所を提供し、親子同士の交流や子育て相談に応じる	事業補助	12,400	●		特になし	[69-1]当該事業の実施にあたり、類似の子育て事業もあることから、今後、事業の継続等の方向性及び同様の事業との関連性など、これまで実施してきたことを踏まえ、利用者などの動向を見ながら精査・検討していく。 [69-2]当該事業の実施にあたり、類似の子育て事業もあることから、今後、事業の継続等の方向性及び同様の事業との関連性など、これまで実施してきたことを踏まえ、利用者などの動向を見ながら精査・検討していく。	子育ての不安や悩み、また、個々の子育てで家庭の問題、各家庭により様々である。そのような中、親子が気兼ねなく集い、交流することができる場所を提供することや地域での子育て支援が必要であると考えている。今後においても、地域力を高めていくため、補助金の妥当性を検証していく。	①	② 幼稚園解放事業（子育てすこやか広場）など類似事業との統合を検討するべきである。
70 在宅子育て家庭定期等一時保育事業補助金（保育幼稚園課）	平成25年度		NPO法人 i-net	主に在宅で子育てをしている方などを対象に、預ける理由を問わず一時預かりを行う運営事業者に補助を行うことで保護者の負担軽減等を図る。	一時預かり運営事業（運営費の一部、保険料、備品購入費など）	運営補助	11,500	●		近隣市では珍しい利用の理由を問わない一時預かり事業に対する補助金であるため、比較はできないが、認可保育所等で行う一時預かりでは対応困難なニーズに対して柔軟な対応を取ることができている。	課題は特に無いと思われるが、今後とも補助額が適当であるか検証をしながら行っていく必要があると考える。	当該補助金については、市内の待機児童の解消に寄与するものであり、今後も継続していく。	①	①
71 浦安市私立保育所運営費等補助金（保育幼稚園課）	平成5年度		市内私立保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所	私立保育所等の健全な運営を促進するとともに、児童の保育内容の充実及び向上を図る。	保育士等処遇改善費補助事業、私立保育所等運営費補助事業、保育教材購入費補助事業、給食材料費補助事業、予備保育士等設置費補助事業、完全給食用調理員設置費補助事業、看護師等設置費補助事業、障がい児保育費補助事業、備品購入費補助事業、施設修繕費補助事業、賃借料補助事業、第三者評価費補助事業、嘱託医補助事業、連携施設経費補助事業、延長保育費補助事業、地域子育て支援センター事業費補助事業、一時預かり補助事業、病後児保育費補助事業	混合補助（運営補助を主とする）	1,027,994	●		本市・近隣市ともに市単独補助事業が多いため比較は困難であるが、児童1人にかかる運営費補助や教材購入費補助、主食代の補助など、似たような補助事業を比較すると、概ね近隣市と同程度～高い補助額となっている。また、国県要綱に定めのある事業にかかる補助については、国県と同額の補助を行う近隣市が多い中で、本市は上乗せ・横出し補助を実施しており、私立保育所等の安定した運営に貢献している。	国・県の制度改正が多く、関連する補助事業について都度見直しを行う必要があるため、要綱改正を頻繁に行う必要がある。また、国・県の補助金が多数存在するため、改正が複雑である。今後も国・県や近隣市の動向に注視する必要がある。	当該補助金については、市内の待機児童の解消に寄与するものであり、今後も継続していく。	② 国・県や他市町村の動向を踏まえ、適宜見直しを実施する。	
72 浦安市認証保育所運営費等補助金（保育幼稚園課）	平成21年度		認証保育所	保育に欠ける乳幼児が良好な環境で保育されることを目的として、低年齢の待機児童解消を図るとともに、多様な保育ニーズに応えるため、国の定めた認可外保育施設指導監督基準をさらに引き上げた本市の基準を満たした市内の認可外保育施設を認証し、その施設の運営費等に対し補助金を交付することによって、サービス水準の維持と保護者負担の軽減等を図るもの。	認証保育所の健全な運営を促進し、入所児童の保育内容の充実及び向上を図るため、運営費補助・延長保育費補助・賃借料補助などを行っている。	運営補助	41,158	●		近隣市では当該補助事業を行っている自治体はないので、比較はできないが、当該補助金を交付することにより認証保育所の運営の安定化に貢献し、待機児童対策の一助になっていると考える。	補助対象事業については適正であると考えており、課題は特にないが、園によって支出額や繰越額も異なることから、補助額が適当であるか検証をしていく必要がある。	当該補助金については、市内の待機児童の解消に寄与するものであり、今後も継続していく。	①	①
73 浦安市私立保育所施設整備資金借入金補助金（保育幼稚園課）	平成12年度	平成42年度	社会福祉法人芳雄会（みのり保育園）、社会福祉法人誠和会（しおかぜ保育園）、社会福祉法人江戸川豊生会（愛和元町保育園）	私立保育所の施設整備促進と経営の健全化を図るため、私立保育所が施設整備のために独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金に係る償還元金に対し、補助金を交付する。	みのり保育園建替事業、しおかぜ保育園建設事業、愛和元町保育園建設事業	事業補助	9,000	●		新規募集はすでに停止しており、現在対象である園は開設当初から借入金元金補助を組み込んだ収支計画で運営していることから、現在の園の補助が終了する年度までは継続したほうがよいと考えられる。	当該補助金については、市内の待機児童の解消に寄与するものであり、現在の園の補助が終了する年度までは継続していく。	当該補助金については、市内の待機児童の解消に寄与するものであり、現在の園の補助が終了する年度までは継続していく。	① 現在対象である園の借入金元金補助が終了次第、廃止。	① 担当課記載「H42年度に現在対象である園の借入金元金補助が終了次第、廃止。」
74 浦安市私立保育所施設整備資金借入金利子補給金（保育幼稚園課）	平成24年度		たかし保育園新浦安、浦安どろんこ保育園、舞浜こどもの木保育園、こどものじかん保育園	私立認可保育所の施設整備を行うため。	私立認可保育所が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に係る利子に対し、利子補給を行う。	事業補助	797	●		近隣市で行っているところはあるが、借入先を福祉医療機構に限定してしまっており、銀行等からの借入を対象とするかは議論の余地がある。	借入先を福祉医療機構に限定してしまっており、銀行等からの借入が対象ではないこと。	当該補助金については、市内の待機児童の解消に寄与するものであり、今後も継続していくが、福祉医療機構からの借入金に限定してあり、銀行等の借入まで拡充するか等の検討を進めていく必要がある。	① 福祉医療機構からの借入金に限定しており、銀行等の借入まで拡充するか、あるいは廃止するかは議論の余地がある。	① 担当課記載「福祉医療機構からの借入金に限定しており、銀行等の借入まで拡充するか、あるいは廃止するかは議論の余地がある。」
75 私立保育所施設整備費等補助金（保育幼稚園課）	平成11年度		新築や賃貸物件にて開園する市内私立認可保育所	私立認可保育所の施設整備を促進するため。	新たに認可保育所を設置する場合には、施設整備費、借上時における改修費等の補助を行う。	事業補助	372,059	●		近隣市では、市独自加算を行う等、積極的に補助を行っており、本市でも継続していく必要があると考えられる。	国や県の要綱改正が頻繁にあるため、注視していき、近隣市の独自加算も逐一確認していく必要がある。	当該補助金については、市内の待機児童の解消に寄与するものであり、今後も継続していく。	② 根拠となる国や県の補助金の改正に合わせて見直し。	② 毎年度見直し実施中
76 私立保育所保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金（保育幼稚園課）	平成28年度		市内私立保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所	保育士等の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士等の就業継続及び離職防止を図り、保育士等が動きやすい環境を整備するを目的とするもの。	事業者が借り上げた保育士等の宿舎に係る費用の一部を補助する	事業補助	63,276	●		近隣市でも同様の補助事業を行っているが、浦安市では市の単独で、7年目の職員分及び看護師を上乗せしており、本市の保育士等の確保に貢献していると考えられる。	国が待機児童対策のために平成28年度に作成した補助金であり、補助期間がいつまで続くのか明確でない。	当該補助金については、市内の待機児童の解消に寄与するものであり、今後も継続していく。	①	② いつまで補助し続けるか、補助期間の設定を明確にすべきである。

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定の	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
77 私立保育所保育体制強化事業費補助金（保育幼稚園課）	平成27年度		私立保育所	地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育にかかる周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職予防を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とするもの。	保育支援者（保育士補助）の件数	事業補助	21,600	●		近隣市では当該補助事業を行っている自治体はないので、比較はできないが、当該補助金を利用することにより保育士の負担軽減が図られ、私立保育所の運営の安定化に寄与しているものと考えられる。	国が待機児童対策のために平成27年度に作成した補助金であり、補助期間がいつまで続くのか明確でない。	当該補助金については、市内の待機児童の解消に寄与するものであり、今後も継続していく。	①	①
78 私立保育所等業務効率化推進事業補助金（保育幼稚園課）	平成28年度		市内私立保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所	本事業は、保育所等がICT化推進のための保育業務支援システムの導入及び事故防止等のためのビデオカメラの設置に係る費用を一部補助することにより、保育士の負担軽減及び事故防止等が図られ、保育の質の確保・向上を目的としている。	事業者が保育業務支援システムの導入及びビデオカメラの設置に係る費用の一部を補助	事業補助	0	●		近隣市では当該補助事業を行っている自治体はないので、比較はできないが、当該補助金を利用することにより保育士等の負担軽減が図られ、私立保育所等の運営の安定化に寄与しているものと考えられる。	平成29年度を以って、事業終了となる。	平成29年度を以って、事業終了となる。当該補助金により市内の私立保育所等の運営の安定化を図れたものとする。	③国の補助期間が終了となったため。	③担当課記載「H29年度中廃止；国の補助期間が終了となったため。」
79 認可化移行総合支援事業補助金（保育幼稚園課）	平成26年度		認可外保育施設から認可保育所への移行を目指す認可外保育施設	認可外保育施設から認可保育所及び小規模保育所への移行を促進するため。	認可外保育施設から認可保育所及び小規模保育所への移行を促進するため、移行に係る経費に対して補助を行う。	事業補助	0	●		近隣市とは状況が違う場合もあり、一律に比較は出来ないが、国や県の補助金メニューが手厚く設定されており、市として活用していくことが望ましいと考えられる。	国や県の要綱改正が頻繁にあるため、注視していき、近隣市の独自加算も逐一確認していく必要がある。	当該補助金については、市内の待機児童の解消に寄与するものであり、今後も継続していく。	②根拠となる国や県の補助金の改正に合わせて見直す。	②
80 一時預かり等事業所運営費補助金（保育幼稚園課）	平成27年度		NPO法人 i-net	緊急預かり、私的事由による預かり、非定型預かり、一時預かり等を実施する事業者に対し補助をすることを目的とする。	一時預かり運営事業（運営費の一部、保険料、備品購入費など）	事業補助	10,600	●		近隣市では珍しい利用の理由を問わない一時預かり事業に対する補助金であるため、比較はできないが、認可保育所等で行う一時預かりでは対応困難なニーズに対して柔軟な対応を取ることができている。	課題は特に無いと思われるが、今後とも補助額が適当であるか検証しながら行っていく必要があると考える。	当該補助金については、市内の待機児童の解消に寄与するものであり、今後も継続していく。	①	①
81 浦安市私立幼稚園運営費等補助金（保育幼稚園課）	平成15年度		市内公認私立幼稚園設置者	私立幼稚園に通園する園児の保護者負担を軽減するとともに、市内私立幼稚園の園児の確保を支援する。本補助金については新町地区に私立幼稚園を誘致するにあたって、学校法人等が進出しやすくするために創設された。	市内公認私立幼稚園設置者に対し、通園する園児の保護者負担を軽減するため、本市在住の園児の入園料及び授業料の一部に相当する費用を負担（補助）する。	運営補助	72,514	●		本市については公立幼稚園とともに幼児教育の一端を私立幼稚園が担っており、新町地区に私立幼稚園を誘致するにあたって、学校法人等が進出しやすくするために創設されたため、本市独自の補助金となっている。	本市の公立幼稚園を含めた園児数の動向や社会情勢など考慮し、補助対象や金額の検討を進める必要がある。	本市の幼児教育の一端を担っている私立幼稚園の園児数確保及び保護者負担の軽減を目的としているため今後も継続していく必要がある。	①	①担当課記載「本市については公立幼稚園とともに幼児教育の一端を私立幼稚園が担っており、新町地区に私立幼稚園を誘致するにあたって、学校法人等が進出しやすくするために創設されたため、本市独自の補助金となっている。」 「継続の理由：私立幼稚園誘致時の前提条件にもなっており、園運営の安定化と保護者負担軽減の効果も大きいいため、継続していく必要がある。」
82 病児・病後児保育施設整備費等補助金（保育幼稚園課）	平成29年度		順天堂大学病院病児保育施設、浦安中央病院病後児保育施設	病児保育施設の整備を促進するため。	病児保育施設の施設整備を行うため、整備費に対して補助を行う。	事業補助	0	●		病児・病後児保育施設は数が少ないが、施設整備に多額の資金が必要なことから、補助は必要と考えられる。	大規模施設と小規模施設において、根拠となる国交付金の活用を慎重に行う必要がある。	当該補助金については、子育て世代の支援に寄与するものであり、今後も継続していく。	②根拠となる国交付金の改正に合わせて見直しを行う。	②
83 浦安市青少年少女洋上研修実行委員会補助金（青少年課）	昭和62年度		浦安市青少年少女洋上研修実行委員会	市の青少年健全育成事業として実施している、市内の小・中学生が学校や学年の域を超えてさまざまな体験活動や団体活動を行う青少年少女洋上研修を、地域の学校を含む地域の青少年団体で組織する実行委員会に補助金を交付し、実施・運営してもらおうものである。	青少年少女洋上研修実施に係る全ての事業	混合補助（事業補助を主とする）	6,000	●		本市独自の取り組みであり、市民の期待度は高いと感じられる。異年齢間の交流を含むこの研修は、単なる体験活動とは違った影響を児童生徒に与えている。	事業内容を検証しながら、より効果的な事業が実施されるよう市も積極的に係っていく必要がある。	市の青少年健全育成事業となっているこの研修は、自然体験等の少ない児童生徒の貴重な体験学習の場となっており、運営に携わる指導者も地域の人であり、学校、地域、行政の連携協力で成り立つ事業である。そのため、保護者からの期待度も大きいと感じている。今後も継続しながら、市内のこどもの育ちを協働しながら支えていきたい。	①	②事業の目的を踏まえ、毎年100名程度の小中学生が参加しているが、一部の生徒のみが参加している現状からして、一旦廃止をするか、天候に影響されやすい船でなく、近場の研修場所にして対象者を増やす方策を検討すべき
84 浦安市青少年健全育成連絡会補助金（青少年課）	平成6年度		浦安市青少年健全育成連絡会	青少年健全育成連絡会は、総務省が進める青少年育成国民運動を受けて組織されたもので、地域ぐるみで青少年の育ちを地域全体で支え・見守る取り組みを推進する目的で設置されており、その功績と必要性は高いものである。	市内の青少年を対象とする健全育成事業	混合補助（事業補助を主とする）	840	●		他市と比較しても、各市補助金を交付しており、補助金の交付は妥当である。	事業内容を検証しながら、より効果的な事業が実施されるよう市と連携を図る必要がある。	青少年健全育成連絡会は、総務省が進める青少年育成国民運動を受けて組織されたもので、地域ぐるみで青少年の育ちを支える取組みを推進する目的で設置されており、その功績は年々高いものとなっている。今後も継続しながら、地域が青少年を支える取組みを支援し、市内における健全育成の意識高揚を図りたい。	①	①
85 浦安市資源回収事業者団体補助金（ごみゼロ課）	平成4年度		資源事業協同組合（※）資源回収団体から資源の買取りを行っている資源回収事業者で構成する団体で市長が認定した団体	資源回収団体から資源の買取りを行う資源回収事業者で構成する団体に対し、「補助金」という。）を交付することにより、資源回収事業者による資源の買取り事業の充実及び拡大を図り、もってごみの減量及び再資源化に資することを目的とする	各団体から発生する廃棄物のうち、紙類・布類及び革製品の資源物を回収する	事業補助	12,639	●		近隣市につきましては、自治会等を対象にしているところが多く、事業者に対して交付しているところは少ない。対象品目につきましては、浦安市と同額または、少し高い	回収重量が近年減少傾向にあるため、回収重量の増加及び回収段階で禁忌品等が混入しているため禁忌品の周知	当該補助金は、自治会、こども会等が実施する資源回収事業が、安定・継続して行えるよう資源買取事業者の団体に交付しており、本市のごみ減量・再資源化の促進に大きく貢献しているため、とても有益な補助事業である。	①	①

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定の	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
86 浦安市資源回収事業奨励補助金(ごみゼロ課)	昭和57年度		市(ごみゼロ課)に登録した団体(※) ※自治会、子供会、PTAその他の市内の一定区域に住所を有する者により形成された団体であって、営利を目的としないもの	資源回収事業を行う団体に対し、資源回収事業奨励補助金を交付することにより、団体による資源回収事業の充実及び拡大を図り、もってごみの減量及び再資源化に資することを目的とする	各団体から発生する廃棄物のうち、各団体自らが紙類・布類及び革製品の資源物を分別し、資源回収業者に引き渡す	事業補助	31,724		●	補助金単価は、他市に比べ高いが補助金の品目は他市の方が高い市もある	回収重量が近年減少傾向にあるため、回収重量の増加及び回収段階で禁忌品等が混入しているため禁忌品の周知	自治会、こども会等が本事業を実施することにより、資源物をごみとして排出する量が抑えられ、本市のごみ減量や再資源化率の向上にも繋がるため、とても有益な補助事業となっている。	①	①
87 ごみ減量・再資源化啓発活動事業補助金(ごみゼロ課)	平成28年度	平成29年度	ウラボカプロジェクト	ごみ問題の現状から、ごみ減量を意識させ、キャラクターを通して市民に伝え、日常生活の中でも取り組むことのできる「ごみ減らし」を実践してもらうことを目的とする。	協働提案事業(ごみ減量に関する業務・再資源化に関する業務)	事業補助	0		●	近隣市では同事業を行っていない。	交付の目的に沿って無駄なく支出していく。	おでかけビーナスについては、市民へのごみ減量や再資源化の啓発においてとても有益な事業であった。ただし、その他事業については、不十分な部分が多く見直しが必要である。	③委託契約	③担当課では、今後の方向性として委託契約によるほうが良いとしていることから、一旦補助金は廃止の方向性の中で、委託化に向けた検討を進める
88 みどりのネットワーク事業補助金(みどり公園課)	平成26年度		市と協働で行うみどりのネットワーク事業に参加する者で構成される団体(以下「ネットワーク団体」)	市内の緑化活動団体や市民一人ひとりのみどりに対する意識の高揚を図り、緑化の知識の共有、技術の交流等相互に連携を行うことにより、もって地域のコミュニティの活性化に資するとともに市内の緑化推進を行うため。	みどりに関するネットワーク形成に関する業務・ネットワークのホームページの運営、管理に関する業務 ・種からの花苗の育成 ・「みどりのカーテン」の苗の育成・普及 ・環境体験学習 ・その他この事業において必要な活動	事業補助	564		●	特になし	特になし	特になし	①	② ★市が行うべき事業内容かの点検と、補助期限の設定検討が必要
89 浦安絆の森(緑の防備)協働育成事業補助金(みどり公園課)	平成25年度	平成32年度	生命と育ちの森プロジェクト	①緑化の推進や高潮からの減災効果が見込まれる「浦安絆の森」を市民・地域と市が共に育成していく。 ②植樹する苗の生産や学校へのポット苗の育成指導、植樹祭の植樹指導や植樹後の維持管理などを市民と市が協働して担っていく。 ③森づくりを通じ、環境と減災が両立する緑化推進を中心とした「まちづくり」の推進を行う。 ④森を作る過程で、多くの市民・団体が参加する広範なネットワークを構築、小学校などの子供たちに苗を育ててもらったことにより、次世代に引き継いでいく世代を超えた「ふるさと」意識を醸成する。また、森づくりのプロジェクトを通して、参加・協働の「まちづくり」のきっかけとする。また、プロジェクト実施の過程でコミュニティの形成に寄与する。	などの浦安絆の森協働育成事業に参加するもので構成される団体が行う浦安絆の森協働育成事業に要する経費の一部	事業補助	0		●	特になし	特になし	特になし	③	③ ★補助金は29年度までで廃止。現状の苗木が一定程度生育するまで、H30年度より3か年、市が直接支出する方法に見直しを実施。
90 浦安市バス利用促進等総合対策事業補助金(都市政策課)	平成3年度		本市に営業路線を有する路線バス事業者を対象事業を実施した事業者	市民の移動手段の一つである路線バスの利便性向上や利用促進を図ることを目的に、補助金交付要綱に規定する対象事業を実施したバス事業者に対して、その経費の一部を支援する。 高齢化が進む中で、市民の移動手段の一つである路線バスの利用を促進することは必要である。	ノンステップバスの導入やバス停留所上屋の整備、バスロケーションシステムの整備などに要する経費等を対象にバス事業者に補助する。	事業補助	25,683		●	補助の対象経費や限度額については、近隣市(船橋市・市川市)も同程度の範囲となっている。	なし	市内路線バスの利用環境を向上させるため、当該補助事業の実施により整備が進んでいる。これからも市として進めていく内容を整理し、それに対して支援を行う必要がある。また、支援する事業についても、市民のニーズやその時々トレンドなどに合致する内容を調査・研究し、支援項目の追加・削除など柔軟に対応することが必要である。	①	①
91 コミュニティバス運行経費補助金(都市政策課)	平成14年度		東京ベイシティ交通株式会社	バス交通の不便地域の改善をはじめ、高齢者などの移動制約者の外出支援、公益施設のアクセス性の強化等を図るためにコミュニティバスを運行する。 コミュニティバスは、民間事業者が採算性の観点からバスの運行をできない地域を通過しており、多くの市民に利用されていることから、路線維持は必要である。	コミュニティバスを運行する東京ベイシティ交通株式会社に対して、運行に必要な経費から運賃収入を差し引いた額を補助する。	事業補助	285,200		●	補助の対象経費や限度額については、近隣市(船橋市・習志野市)も同程度の範囲となっている。	なし	コミュニティバスは多くの方に利用され、市内の移動手段の一つとしての役割を果たしており、重要な路線であると認識している。今後もその運行にあたっては支援を継続するが、その中でも運行経費の抑制について事業者と協議し、補助金額の削減に努める。	①	①
93 浦安景観まちづくり啓発事業補助金(都市計画課)	平成28年度		うらやす景観まちづくりフォーラム	本補助金は、協働提案事業として2年間実施した事業を3年目以降も継続する場合に交付するものです。景観啓発事業については、浦安市市民参加推進会議において「良好な協働事業である。」との評価され、今後の事業展開についても期待するとの講評を得ていることから、事業の必要性を考え補助金を交付するものです。	景観計画にある市民と行政が協働するまちづくりを推進するため、ホームページ等による情報発信、景観講座企画・運営、景観資源リスト追記と整理及び景観表彰などを行う。	事業補助	0		●	特になし	特になし	特になし	② 数年間の運営実績を踏まえ事業補助・支援の在り方や補助割合、場合によっては制度廃止も含め見直しを行う」交付先団体も含め見直しを行う。	② ★担当課は、見直しをしたうえで継続するとの方向性。運営実績を踏まえ事業補助・支援の在り方や補助割合、場合によっては制度廃止も含め見直しを行う」交付先団体が発展し、景観法による景観整備機構となった場合は、補助でなく委託として事業展開を考えており、財政課も同様に評価する

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定の	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
94 浦安市分譲マンション等耐震改修等補助金(建築指導課)	平成19年度(診断)平成21年度(改修等)		対象建築物を所有する個人、法人、マンション管理組合等	建築物の安全性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりの推進に資する。	建築物の耐震化に係る予備診断、本診断、耐震改修の設計、工事監理及び改修工事に要する費用への助成	事業補助	10,892		●	特になし	・全国的に耐震化が進んでいない状況である。 ・耐震診断の結果、倒壊の可能性があると判定されても様々な理由から耐震改修の実施にならず、改修補助金の活用がままならない。 ・耐震化の啓発を引き続き行っていく必要性がある。	本事業は、今後発生切迫性が指摘されている首都圏直下型地震への備えとして、建築物の耐震化を行うとする市民に対して支援する制度であり、耐震化促進のためには欠かせない事業と考えている。今後は、啓発事業を活性化させ、さらなる周知を図り、建築物の耐震化を進めていきたいと考えている。	①	①
96 浦安市明るい選挙推進協議会運営費補助金(選挙管理委員会)	昭和56年度		浦安市明るい選挙推進協議会	民主主義の基盤である選挙が公正に行われるためには、有権者の政治意識の向上に努め、きれいな選挙と投票参加の呼びかけを常に行っていく必要がある。本協議会は、この活動を活発に行っている、市民で構成されるボランティア団体である。本協議会の事業実施の裏付けとして、活動財源確保が不可欠である。	明るい選挙推進協議会の運営経費、及びきれいな選挙の推進と選挙啓発事業にかかる経費	混合補助(運営補助を主とする)	300		●	近隣市と比べると補助金の額は同程度であり、適当といえる。	平成23年度に東日本大震災の影響により交付金額を年50万円から30万円に引き下げたところであり、再度見直しの時期については未定である。 また、近年、市全体で補助金交付の目的や使途などの他、交付自体の妥当性が問われているが、市民参加による選挙啓発や有権者教育という協議会の担う役割の重要性と、協議会の育成・発展、さらには完全な自立に向け、ぜひとも必要な資金である	明るい選挙の推進や選挙啓発は、行政の仕事ではありませんが、その実現には市民自身による積極的な参加が必要不可欠です。そのために全くのボランティアで組織運営、活動を続けていただいている本協議会への財政的な支援は、是非とも必要なものと考えます。	①	①
97 浦安市教育研究会運営費補助金(指導課)	昭和57年度		浦安市教育研究会	市立小・中学校の教職員の自主的な教育研究活動を奨励し、教職員の資質・指導力の向上を図るため、浦安市教育研究会の運営に要する経費の一部に対し、補助金を交付する。	①市立小・中学校の教職員で構成されている教育研究団体である浦安市教育研究会の各教科・領域等の研究研修事業 ②教職員の資質の向上・指導力の向上を図るための浦安市教育研究会教育講演会事業 ③研究成果を公開する公開研究会や成果をまとめた研究紀要の発行事業	運営補助	800		●	近隣市は、補助金があっても、刊行物の印刷代や教育講演会の講師招へい負担金のみで使用されている。しかし、本市では、補助金が各部会の研修費に直接充てられている他、研究大会費用、英語スピーチコンテスト及び読書感想文コンクールの諸費用等にも使用されており、より児童生徒に直接還元できるような場面での補助が可能となっている。	特になし。	①	①	
98 浦安市ふるさとふれあい教育活動推進事業補助金(指導課)	平成27年度		市立全幼(認定こども園を含む。以下同様)・小・中学校教育活動支援協議会	浦安市教育ビジョン5つの「めざす子ども像」の実現を支え、学校・園と地域の協働による学校づくり、を支援するものである。	1 学校・地域連携推進事業 2 多様な体験学習推進事業 3 学力向上推進事業 4 文化・芸術・スポーツ推進事業 5 研究指定校推進事業 6 幼・保・小・中連携事業	事業補助	14,600		●	「特色ある学校づくり」のための事業を行っている市は多数あるが、浦安市は学校・園数で、独自の「特色ある教育」を行うための補助をしているため、充実した活動を行うことができる。	学級数に応じて金額を設定しているため、園児・児童・生徒数により4月1日以降に配当金額が変わることがある。	本補助金をもとにした事業が、各幼稚園、小・中学校において、地域、家庭、学校・園が一体となって子どもを育てる活動として根付き、成果を挙げている。他の補助金や配当予算、学校支援コーディネーター配置事業等との事業目的が異なるので、今後も継続実施していきたい。	①	①
99 浦安市学校保健会運営費補助金(保健体育安全課)	昭和55年度		浦安市学校保健会	浦安市における学校保健の普及及び徹底	市立小・中学校及び幼稚園等における学校保健事業	混合補助(事業補助を主とする)	1,200		●	国県では要綱に規定のある補助金はない。近隣市では市川市でも同様な補助金があり人口や市域の違いもあり、市川市の予算額は浦安市の予算額を上回っているもので詳細は前回提出した補助金等調査表のとおりです。	特になし	学校保健活動の振興は重要な行政施策であり、学校保健委員会での研究・事業活動が全体的な取り組みにつながることもことから、今後も現行通り実施していく必要がある。	①	①
100 世界一歩科学広場in浦安実行委員会補助金(生涯学習課)	平成26年度		世界一歩科学広場in浦安実行委員会	本事業は、実行委員会方式により企業や学校、NPOなど多く団体の連携により開催され、地域の連携強化や市民の科学への関心を高めることに繋がるものであり、公益性が高いことから、行政の関わりとして補助金を支出している。	次世代を担う子どもたちが健全に育成することを目的に、浦安市を拠点に行政や大学、企業や地域住民などの人々の連携により、サイエンスショーや科学実験などを通じて五感を刺激するものづくりの楽しさや科学・自然現象の不思議さを体験できる場を提供する。	事業補助	700		●	特になし	繰越金が多いことから、28年度補助金額を見直しを行った。今後、変更後の額で繰越金に変化があるか確認していく必要がある。	この補助金は、将来の科学技術系の人材育成やこどもの科学への関心の向上だけでなく、地域の協力を得て実施することから地域づくりにつながるため、継続すべき補助金であると考えられる。	①	② ★引き続き繰越金の状況を確認しつつ、再び増加するようであれば、さらなる減額を検討する。
102 スポーツフェア事業補助金(市民スポーツ課)	平成11年度		浦安スポーツフェア実行委員会	体育の日の趣旨に基づくスポーツイベントとして、各種ニュースポーツなどを広く市民に体験してもらい、スポーツの振興を図り、かつ、市民相互の親睦を図る。 また、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向け、市民の機運を高めるため、啓発するものである。	市、教育委員会とスポーツフェア実行委員会の共催で行っている。スポーツ体験コーナー、赤ちゃんダービー、チャレンジゲーム、ステージ紹介などを行っている。	事業補助	6,500		●	近隣市では同様な事業補助金はない。江戸川区では類似した事業として「ウォーキング事業」に補助金を交付している。以上から、本市では事業を継続していきたい。	大会を盛大にするために、著名人を招いて講演等を行い、報償費を支出していたが、震災後の減額により現在は行っていない。 また、ニュースポーツ紹介のため、一部外部団体への参加助成金「交通費等」を支出しているが、スタッフ人数等により増額の希望があるが、現状維持をお願いしているため参加団体の負担が大きくなると思われる。	気軽に楽しめる軽スポーツを提供することは、生涯スポーツ社会の確立を図る意味で、今後も必要な事業と考えます。	② 陸上競技場や運動公園野球場の完成により、更なる事業拡大が図れると考えられるため削減を取り消す。	①
103 東京ベイ浦安シティマラソン大会実行委員会補助金(市民スポーツ課)	平成3年度		東京ベイ浦安シティマラソン大会実行委員会	スポーツの振興と交流を図り、生涯を通じて、心身ともに健康で明るく、躍動するまちづくりを目指すことを目的とする。	市内マラソンコースを各部門(ハーフ・10km・3km)に分けて開催している。対象年齢は小学5年生以上としている。	事業補助	14,500		●	対象範囲は大きく変わらないが、内容として浦安が3km、10km、ハーフをやっているのに対して江戸川区では1.5km、3km、10kmと規模が浦安市より小さいので直接的な比較は難しい。	特になし	スポーツの振興と交流を図ることを目的としており、「生涯スポーツ健康都市」実現のためにも今後とも継続していく必要がある事業と考えます。	①	② 近隣市党の実施状況を把握し、参加料の見直し及び補助額の見直しを行うべき。

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定の	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
104 オーランド市マラソン大会選手派遣事業補助金（市民スポーツ課）	平成3年度		オーランド市マラソン大会選手派遣団	本市とオーランド市の両市民の交流、親善及び国際理解の推進を図るとともに、本市のスポーツの振興に資することを目的とする	オーランド市で行われるハーフマラソンに市民を派遣する	事業補助	800		●	浦安市独自の事業である	本事業経費の計上について、補助金として計上するのかどうか、交付先については検討課題であると考えている。	29年度で22回目の派遣となり、市が事業の主体となって今年度で22回の派遣事業の実施となる。 市が主体となって派遣事業を実施しているが、オーランドからの招待ランナーの受け入れについては浦安市陸上競技協会加盟団体が中心的な役割を担っており、そうしたことから、ある程度は市民の手によって交流がなされてきていると感じている。 将来的には、派遣の部分も含めて市民の手によって交流事業が継続されることが望ましいと考えており、それに向けて、派遣事業の在り方や補助金のあり方を考えていく必要があると考えている。	② マラソンを通じた交流であることから、浦安市陸上競技協会に事業を担ってもらい、陸上競技協会に補助金を交付することを検討する。また、金額についても検討していく。	② ★担当課：見直し「マラソンを通じた交流であることから、浦安市陸上競技協会に事業を担ってもらい、陸上競技協会に補助金を交付することを検討する。また、金額についても検討していく。」 財政課としても同様に評価するとともに、姉妹都市との交流施策として妥当か、効果があるのか、他の方法を含め検証が必要と考える。
105 浦安市青少年補導員連絡協議会運営費補助金（青少年センター）	昭和57年度		浦安市青少年補導員連絡協議会	浦安市における補導員相互の連携連絡を密にし、青少年の非行防止、健全育成を図るため、協議会の運営に要する経費の一部に対し、補助金を交付する。	青少年の非行防止及び健全育成に資する補導、広報啓発、研修、環境浄化、他機関との連携に関する事業	混合補助（事業補助を主とする）	700		●	特になし	現在交付している補助金は、平成17年5月に提出された「補助金の見直しに関する提言書」に基づき、平成20年度に補助金の運用方法を再度見直し、疑義の生じない補助金運用を図るため、「会計基準」を作成して改善してきたところである。	補助金の運用については、その補助金の性質や内容を十分に精査して「会計基準」を策定するとともに、団体の役員・理事へ周知徹底を図り、理解を得てきたところである。 青少年を取り巻く環境が変化していく中で、地域の中で大人が、子ども達の健全な育成を支援していくことの大切さが特に問われている現在である。今後地域における青少年補導員の活動が益々重要になってくるものと思われる。そういった意味からも地域の担い手としての浦安市補導員連絡協議会の運営に関して、引き続き積極的に支援する必要があるものと考えている。	①	①

2. 市内団体（社会教育関係団体活動補助金）への補助

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定のある補助金に規	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
1 浦安市社会教育関係団体活動補助金 浦安市青少年相談員連絡協議会(青少年課)	昭和59年度		浦安市青少年相談員連絡協議会	青少年相談員は地域の青少年の健全育成を推進する目的で千葉県が委嘱しその任務を果たしているものであり、浦安市においても浦安市青少年相談員設置要綱を定め委嘱を行っている。自然体験教室、夏のキャンプ等の自主事業を実施するほか、花火大会・盆踊り大会時の警備や翌日清掃など市行事の応援活動、また市の付属機関・庁内検討委員会の委員として参加するなど幅広い活動をしている。これらの事業を行う際に収入で不足する分を補助金として交付する必要がある。	市内の青少年を対象とする健全育成事業	事業補助	650	●		他市の補助金交付額と比較しても妥当であると判断される。	事業内容を検証しながらより効果的な事業が実施されるよう市も係っていく必要がある。	青少年相談員は地域の青少年の健全育成を推進する目的で千葉県及び浦安市が委嘱しその任務を果たしているものであり、様々な健全育成事業が展開されその活動も市民に浸透してきている。また、自主事業の他にも花火大会・盆踊り大会時の警備や翌日清掃など市行事の応援活動、また市の付属機関・庁内検討委員会の委員として参加するなど幅広い活動している。今後も、地域の青少年教育の担い手として地域の健全育成を積極的に推進する活動を支援していく必要があると考える。	①	①
2 子ども会(40)及び浦安市子ども会育成連絡協議会(青少年課)	昭和56年度		子ども会(40)及び浦安市子ども会育成連絡協議会	子ども会は、地域における意図的な異年齢の集団であり、地域の社会・文化の伝承と遊び・集団活動体験を通して、一人ひとりの子どもの成長を促すことを目的としており、地域の子どもの健全育成活動に携わる地域教育の核となっている。このことから、市全体の健全育成を推進するために活動を支援することは必要である。	子ども会における全ての事業	事業補助	1,730		●	補助金を交付していない近隣市もあるが、本市においては、子ども会の活動は青少年の健全育成に大きく寄与しているため、今後も市全体の健全育成推進のために支援する必要がある。	事業内容を検証しながら、より効果的な事業が実施できるよう、市も関わりを持つ必要がある。	地域の子どもの健全育成活動に携わる子ども会は、地域教育の核となって活動していることから、地域での活動も活発になり、そのことにより地域住民と一体となって子どもの育ちを支援するしくみができていると思われる。今後も、青少年の健全育成を醸成する環境づくりにつながるその活動を市全体の健全育成を推進するために支援していきたい。	①	①
3 ボーイスカウト浦安第1団・浦安第2団(青少年課)	昭和56年度		ボーイスカウト浦安第1団・浦安第2団	ボーイスカウトはその設立趣旨から、活動を通じて社会への奉仕を根底においている団体であり、市政への協働参加も積極的に行っており、その活動を支援することは市の健全育成活動推進に直結するものである。	ボーイスカウトの活動事業	事業補助	80		●	補助金を交付していない近隣市もあるが、本市においては、ボーイスカウトの活動は青少年の健全育成に大きく寄与しているため、今後も市全体の健全育成推進のために支援する必要がある。	事業内容を検証しながら、より効果的な事業が実施できるよう、市も関わりを持つ必要がある。	ボーイスカウトは、その設立趣旨から、活動を通じて社会への奉仕を根底においている団体であり、市政への協働参加も積極的に行っており、その活動を支援することは市の健全育成活動推進に直結するものである。少子化の中で会員数確保など課題はあるが、活動内容から社会需要は見込まれるものと思われるため、今後も継続していきたい。	①	①
4 ガールスカウト千葉第60団・千葉第80団(青少年課)	昭和56年度		ガールスカウト千葉第60団・千葉第80団	ガールスカウトはその設立趣旨から、活動を通じて社会への奉仕を根底においている団体であり、市政への協働参加も積極的に行っており、その活動を支援することは市の健全育成活動推進に直結するものである。	ガールスカウトの活動事業	事業補助	80		●	補助金を交付していない近隣市もあるが、本市においては、ガールスカウトの活動は青少年の健全育成に大きく寄与しているため、今後も市全体の健全育成推進のために支援する必要がある。	事業内容を検証しながら、より効果的な事業が実施できるよう、市も関わりを持つ必要がある。	ガールスカウトはその設立趣旨から、活動を通じて社会への奉仕を根底においている団体であり、市政への協働参加も積極的に行っており、その活動を支援することは市の健全育成活動推進に直結するものである。少子化の中で会員数確保など課題はあるが、活動内容から社会需要は見込まれるものと思われるため、今後も継続していきたい。	①	①
5 浦安市リーダーズクラブ(青少年課)	昭和56年度		浦安市リーダーズクラブ	地域の子どもの健全育成活動に携わる浦安リーダーズクラブは、子ども会活動や市の青少年事業の支援などを行っている。その活動を市全体の健全育成を推進するために支援することは必要である。	浦安リーダーズクラブの全ての事業	事業補助	150		●	類似団体が存在する市のほとんどで補助金を交付しており、本市においても、リーダーズクラブの活動は青少年の健全育成に大きく寄与しているため、今後も市全体の健全育成推進のために支援する必要がある。	事業内容を検証しながら、より効果的な事業が実施できるよう、市も関わりを持つ必要がある。	地域の子どもの健全育成活動に携わるリーダーズクラブは、子ども会活動や市の青少年事業の支援、青少年健全育成活動のサポートや地域社会への奉仕を行っている。青少年で構成される団体は数少なく、その活動場所以が新たな居場所として相乗効果を生み出していることもあり、今後も市全体の健全育成を推進するために支援することは必要であると考えている。	①	①
6 浦安市婦人の会連合会(生涯学習課)	昭和56年度		浦安市婦人の会連合会	本市における社会教育活動の推進を図るため、社会教育関係団体(浦安市婦人の会連合会)の行う事業に要する経費の一部に対して、補助金を交付する。	・研修会の開催 ・小中学校・郷土博物館での社会人講師(貝むき実演、郷土料理・盆踊り指導) ・各種学習部会による講習会の開催 ・各種行事への参加	混合補助(事業補助を主とする)	1,500		●	近隣市は、同様の会に補助金支出していない、もしくは団体が存在しない。	活動実績に基づき補助金を交付しているが、今後は上限額や補助率を定めるなどの検討をしていく必要がある。	当該団体の社会教育活動および生涯学習時代における地域づくりをめざした様々な活動は大きな特色として定着している。特に、行政機関と協働した活動の歴史は長く、他の団体にはない独自性を持っている。今後も若年層を巻き込みながらさらに継続発展できるよう支援していきたい。	② 補助率、限度額等の設定について団体側と調整していく	②
7 浦安市立小・中学校PTA連絡協議会(生涯学習課)	昭和56年度		浦安市立小・中学校PTA連絡協議会	本市における社会教育活動の推進を図るため、社会教育関係団体(浦安市立小中学校PTA連絡協議会)の行う事業に要する経費の一部に対して、補助金を交付するものである。	研修会・防犯セミナー・スポーツ大会・市P連より発行・プロバイダ使用料・通信費・日P県P研究協議会参加費	事業補助	1,500		●	近隣市と比較すると、本市は補助金額の面では厚く補助を行っていると言えるが、その分充実した事業が行えている状況にあると考えられる。	市内全小中学校が加盟していない状況にあるため、全市民的な活動ではあるが、補助金の行き届かない地区がある。	当該団体の地域づくりを目指した様々な社会教育活動は大きな特色として定着している。活性化に向けての動きや事業の見直しなどが、改革の動きも自発的に始めているところであり、継続発展できるように支援していきたい。	② 補助率、限度額等の設定について団体側と調整していく	② ・担当「見直しの時期未定。補助率、限度額等の設定について団体側と調整していく必要がある。」 同様に評価する。
8 浦安地区公立幼稚園PTA連絡協議会(生涯学習課)	昭和56年度		浦安地区公立幼稚園PTA連絡協議会	本市における社会教育活動の推進を図るため、社会教育関係団体(公立幼稚園PTA連絡協議会)の行う事業に要する経費の一部に対して、補助金を交付するものである。	・講演会 ・研究協議会 ・県P研究協議会	混合補助(事業補助を主とする)	600		●	公立幼稚園・こども園の連合組織がある自治体なく、比較ができない。	現状、活動経費の大部分が補助金でまかなわれている状況であることから、団体の運営のあり方を検討する余地があると考えられる。	当該団体の社会教育活動における地域づくりをめざした様々な活動は大きな特色として定着している。さらに活動の活性化に向けて、継続発展できるよう支援していきたい。	② 補助率、限度額等の設定について団体側と調整していく	② ・担当「見直しの時期未定。補助率、限度額等の設定について団体側と調整していく必要がある。」 同様に評価する。
9 浦安市民謡舞踊連盟(生涯学習課)	昭和61年度		浦安市民謡舞踊連盟	継続的な普及活動や研修などを通じて、市の文化を創造・発展させていくため。	民謡舞踊の普及に努め、郷土芸能の育成保存を目的に、民謡舞踊大会の開催やUセンター慰問、研修などを行っている。	混合補助(事業補助を主とする)	285		●	近隣市補助金と比較して、総額としては低くなっている。	翌年度繰越金が補助金額を上回らないよう確認を怠らない。	民謡舞踊は多くの高齢者にとっても生涯学習の拠り所となっている。また、連盟の活動は、民謡舞踊の研鑽・普及のほか、地域事業への参加や福祉活動など多岐にわたり、文化の振興とともに地域活動に寄与しており、継続すべき補助金であると考えられる。	①	①
10 浦安市美術協会(生涯学習課)	平成4年度		浦安市美術協会	継続的な普及活動や研修などを通じて、市の文化を創造・発展させているため。	市の芸術文化の発展に寄与するため、美術協会を年1回開催するほか、市美術展への協力、講習会、研修会を実施している。	事業補助	285		●	近隣市補助金と比較して、総額としては低くなっている。	翌年度繰越金が補助金額を上回らないよう確認を怠らない。	同協会は、美術協会展を年1回開催するほか、市美術展への協力など、市の芸術文化の普及活動に寄与しており、継続すべき補助金であると考えられる。	①	①

	補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定のある補助金	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
11	浦安市華道協会 (生涯学習課)	昭和61年度		浦安市華道協会	継続的な普及活動や研修などを通じて、市の文化を創造・発展させているため。	華道を通じて市の文化発展に寄与するため、市の文化事業への協力、会員相互の研究・講演会、野外研究、定期または随時華展を行っている。	事業補助	200		●	近隣市補助金と比較して、総額としては低くなっている。	翌年度繰越金が補助金額を上回らないよう確認を怠らない。	浦安市華道協会については、各流各派の指導者の集まりであり、会員資格は師範者以上である。市役所や、公民館、議会時の花などを活かしていただき、文化の振興とともに地域活動に寄与しており、継続すべき補助金であると考えられる。	①	①
12	(浦安市社会教育関係団体活動補助金) 浦安市吟剣詩舞道連盟(生涯学習課)	昭和61年度		浦安市吟剣詩舞道連盟	継続的な普及活動や練習などを通して、市の文化を創造・発展させているため。	市民の情操を豊かにし吟剣詩舞道の振興を図り、浦安市文化芸術の向上発展に寄与することを目的として、吟剣詩舞道振興のための諸事業、発表会及び温習会の開催などを行っている。	事業補助	570		●	近隣市補助金と比較して、総額としては低くなっている。	翌年度繰越金が補助金額を上回らないよう確認を怠らない。	吟剣詩舞道は多くの高齢者にとっても生涯学習の拠り所となっている。また、連盟の活動は、吟剣詩舞道の研鑽・普及のほか、地域事業への参加や福祉活動など多岐にわたり、文化の振興とともに地域活動に寄与しており、継続すべき補助金であると考えられる。	①	①
13	浦安市合唱連盟(生涯学習課)	昭和61年度		浦安市合唱連盟	市内の合唱団で構成し、浦安の音楽文化の向上と発展、合唱の普及、地域との文化交流を目的に結成された団体であり、市の文化の活発化、発展につながるため。	市の純粋なる音楽文化向上発展のために、会員相互の協力及び啓蒙に努め、合唱音楽の普及発展を図り、合わせて他地域との文化交流を図ることを目的として活動を行っている。	事業補助	570		●	近隣市補助金と比較して、総額としては低くなっている。	翌年度繰越金が補助金額を上回らないよう確認を怠らない。	市内の合唱団で構成し、浦安の音楽文化の向上と発展、合唱の普及、地域との文化交流を目的に結成された団体であり、当該団体への補助は市の文化の活発化、発展につながると考える。	①	①
14	浦安市オーケストラ(生涯学習課)	平成7年度		浦安市オーケストラ	団員相互の協力により、演奏会等を開催し、浦安市の音楽文化の創造と発展及び普及に努めているため。	年2回の定期演奏会を開催するほか、市民演奏会にも参加している。	事業補助	2,650		●	近隣市補助金と比較して、総額としては低くなっている。	翌年度繰越金が補助金額を上回らないよう確認を怠らない。	浦安市オーケストラは、市内唯一のオーケストラとして、定期演奏会の開催や、市民演奏会への参加のほか市の音楽活動への協力が不可欠であり、引き続き市の援助が必要と考えている。	①	② ★平成30年度より、青少年と奏でる音楽のまちづくり事業補助金を統合しており、今後効果の検証をしていくべき。
15	浦安市読書会連絡協議会(中央図書館)	昭和58年度		浦安市読書会連絡協議会	浦安市読書会連絡協議会は、同会に加盟している6つの読書会によって組織されている。昭和57年の発足以来、読書会の相互の連絡・交流のための組織として市民の自主的な読書会活動を支援するとともに、図書館と連携しながら、活動成果を地域に伝える役割を担ってきた。その活動をより一層充実させるために補助を行うものである。	浦安市読書会連絡協議会が主催する講演会や文学散歩等の事業の開催および、浦安市読書会連絡協議会と各読書会の1年間の活動記録と成果報告のための機関誌『さんばし』の発行。	運営補助	100		●	近隣の自治体には補助金という形で支援を行っている事例はないが、県立図書館は、県内の自治体の読書会への支援として、読書会専用の図書(10冊文庫)の貸出や研修会の開催をしている。また近隣の自治体でも、施設の貸出、図書の貸出等の支援を実施している。	特になし	「文字・活字文化振興法」の第7条第4項に「国及び地方公共地方団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする」とあり、また、本市の生涯学習推進計画においても、社会教育関係団体との連携・協働により市民の学習活動を推進することとしているため、補助金の交付は継続されるべきであると考えられる。	①	①
16	浦安お洒落保存会(郷土博物館)	昭和56年度認定		浦安お洒落保存会	伝統文化活動に関わる費用の一部を補助することにより、団体の自主的な文化活動を活発化させ、その普及・継承により、広く伝統文化の振興を図ることを狙いとする。社会教育活動の推進を図るため、社会教育関係団体が行う事業に要する経費の一部を補助する。	当該団体は、郷土博物館視聴覚室において、毎週土曜日(第1、2、4は公開練習、第3は非公開)に練習を行っており、当館主催事業への協力、学校でのお洒落体験の実施、イベントへの出演を行っている。	事業補助	300		●	補助対象範囲については、近隣市と共通している。他市町村の博物館に比べて文化芸術に対する補助金は高額となっているが、他館と比較すると年間入館者数が3倍～5倍と突出しており、また、博物館で行っている活動も盛んであることから、事業経費は比例して高くなることや、毎年の活動計画に合わせた金額設定を行っており、現状は適正であると判断する。	道具の修理や購入にあたっては、その時々で必要な金額等が変わる。現状は適正であると考え、今後も補助や、金額が適正になされているかの確認をしなければならない。	広く市民の模範となるような、優れた文化芸術活動を展開している事業に対する補助金の交付であり、極めて妥当である。講演会などを継続的に開催することで、広く市民が参加、鑑賞する機会の増加に伴い、市民の文化意識を高めるとともに、新たな会員加入への取り組みにもつながっている。	①	①
17	浦安雛子保存会(郷土博物館)	昭和56年度認定		浦安雛子保存会	伝統文化活動に関わる費用の一部を補助することにより、団体の自主的な文化活動を活発化させ、その普及・継承により、広く伝統文化の振興を図ることを狙いとする。社会教育活動の推進を図るため、社会教育関係団体が行う事業に要する経費の一部を補助する。	博物館の年中行事、体験事業への協力、毎月第2日曜日の定期練習などを実施している。	事業補助	300		●	補助対象範囲については、近隣市と共通している。他市町村の博物館に比べて文化芸術に対する補助金は高額となっているが、他館と比較すると年間入館者数が3倍～5倍と突出しており、また、博物館で行っている活動も盛んであることから、事業経費は比例して高くなることや、毎年の活動計画に合わせた金額設定を行っており、現状は適正であると判断する。	道具の修理や購入にあたっては、その時々で必要な金額等が変わる。現状は適正であると考え、今後も補助や、金額が適正になされているかの確認をしなければならない。	広く市民の模範となるような、優れた文化芸術活動を展開している事業に対する補助金の交付であり、極めて妥当である。講演会などを継続的に開催することで、広く市民が参加、鑑賞する機会の増加に伴い、市民の文化意識を高めるとともに、新たな会員加入への取り組みにもつながっている。	①	①
18	浦安細川流投網保存会(郷土博物館)	平成7年度認定		浦安細川流投網保存会	伝統文化活動に関わる費用の一部を補助することにより、団体の自主的な文化活動を活発化させ、その普及・継承により、広く伝統文化の振興を図ることを狙いとする。社会教育活動の推進を図るため、社会教育関係団体が行う事業に要する経費の一部を補助する。	毎月第1・3日曜日の定期練習の他、市のイベント(カフェテラスin境川)や博物館事業(境川乗船など)への協力を行っている。	事業補助	300		●	補助対象範囲については、近隣市と共通している。他市町村の博物館に比べて文化芸術に対する補助金は高額となっているが、他館と比較すると年間入館者数が3倍～5倍と突出しており、また、博物館で行っている活動も盛んであることから、事業経費は比例して高くなることや、毎年の活動計画に合わせた金額設定を行っており、現状は適正であると判断する。	道具の修理や購入にあたっては、その時々で必要な金額等が変わる。現状は適正であると考え、今後も補助や、金額が適正になされているかの確認をしなければならない。	広く市民の模範となるような、優れた文化活動を展開している事業に対する補助金の交付であり、極めて妥当である。講演会などを継続的に開催することで、広く市民が参加、鑑賞する機会の増加に伴い、市民の文化意識を高めるとともに、新たな会員加入への取り組みにもつながっている。	①	①

	補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定のある補助金	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
19	浦安舟大工技術保存会(郷土博物館)	平成7年度認定		浦安舟大工技術保存会	伝統文化活動に関わる費用の一部を補助することにより、団体の自主的な文化活動を活発化させ、その普及・継承により、広く伝統文化の振興を図ることを狙いとする。社会教育活動の推進を図るため、社会教育関係団体が行う事業に要する経費の一部を補助する。	浦安の伝統技術である「浦安の舟大工技術」の伝承、普及を図っている。また、博物館事業への協力を行っている。	事業補助	300		●	補助対象範囲については、近隣市と共通している。他市町村の博物館に比べて文化芸術に対する補助金は高額となっているが、他館と比較すると年間入館者数が3倍～5倍と突出しており、また、博物館で行っている活動も盛んであることから、事業経費は比例して高くなることや、毎年の活動計画に合わせた金額設定を行っており、現状は適正であると判断する。	道具の修理や購入にあたっては、その時々で必要な金額等が変わる。現状は適正であると考えているが、今後も補助や、金額が適正になされているかの確認をしなければならない。	広く市民の模範となるような、優れた文化活動を展開している事業に対する補助金の交付であり、極めて妥当である。講演会などを継続的に開催することで、広く市民が参加、鑑賞する機会の増加に伴い、市民の文化意識を高めるとともに、新たな会員加入への取り組みにもつながっている。	①	①
20	浦安市体育協会(市民スポーツ課)	昭和56年度		浦安市体育協会	本市のスポーツの普及、競技力の向上は基より、市民の健康増進・体力向上など、生涯スポーツ社会の実現を目指す。	主に浦安市体育協会運営費を補助している。	混合補助(運営補助を主とする)	15,320		●	補助金額に差はあるものの、補助内容等大きな差はないと考える。	NPO法人や一般財団法人化している他市体育協会もあり、補助金の交付と協会のあり方を並行して検討していく必要がある。	本市のスポーツ競技力の向上、市民の健康増進・体力向上など、生涯スポーツ社会の実現を目指す上で、体育協会は中心的な役割のある団体であり、検討すべき課題があるものの、補助は必要な事業と考えます。	①	①
21	(浦安市社会教育関係団体活動補助金) 浦安市スポーツ推進委員連絡協議会活動費補助金(市民スポーツ課)	昭和57年度		浦安市スポーツ推進委員連絡協議会活動費補助金	市民の健康増進・体力づくりを目指して、いつでも、どこでも、誰でも気軽に出来る軽スポーツ、ニュースポーツ等の普及を目指した活動を補助する。	中央地区、日の出地区、高洲地区の3地区でインディアカ、ミニバレーボール、ドッチビーなどの軽スポーツを地区活動として実施している。その他、軽スポーツ大会、ウォーキング事業の企画・運営を行っている。	運営補助	800		●	近隣市で同様な補助事業として船橋市が挙げられる。船橋市では、本市と比較すると約32万円程度高くなっているが補助対象等も類似している。必要事業であると考えている。	補助金の交付によって、市民に対してスポーツの振興を図れていることから引き続き補助金の交付を申請する。活動にあたっては、最小の費用で最大の効果があげられるよう努めていく。	気軽に楽しめる軽スポーツを提供することは、生涯スポーツ社会の確立を図る意味で、今後も必要な事業と考えている。	①	①
22	浦安市軽スポーツ協会(市民スポーツ課)	平成12年度		浦安市軽スポーツ協会	補助金の対象となる活動は、社会教育関係団体が継続的かつ計画的に実施するスポーツに関する事業であり、団体を支援することでスポーツ振興を図ることができる。	加盟9団体への活動助成	運営補助	770		●	近隣市において類似した補助金がないため比較ができない。	協会による自主運営の元、事業の補助を行っていただくことが望ましいが、現状各団体からの反発が予想されるため難しい。	「生涯スポーツ健康都市」を掲げの中で、だれでも気軽に楽しめる軽スポーツは今後重要な役割を果たしていくと考えられるため、引き続き補助を続けていく必要があると考える。	①	①
23 ~ 27	少年野球連盟、サッカー協会4種委員会、ジュニアゴルフ協会、ソフトテニスジュニア(市民スポーツ課)	昭和56年度		少年野球連盟、サッカー協会4種委員会、ジュニアゴルフ協会、ソフトテニスジュニア	各スポーツに興味のある、選手の育成、生涯スポーツという観点からも、少年へのスポーツの普及が必要と考えられるため。	少年スポーツ団体の活動に要する経費の一部を補助	運営補助	1,450		●	類似した補助金が少なかったが、いずれも対象としている経費については類似していた。	団体によって、繰越金が発生していたので今後補助額の見直しが必要。	繰越金が発生している団体もあり、今後より慎重に各団体との協議を行い、必要な補助額を改めて見極める必要がある。	② 補助額の見直し	② ★繰越金発生団体については、その状況を分析し、補助金の減額等を検討する ●H28からの繰越金が多い団体は、サッカー協会4種委員会(266,814円)全体決算額は個人登録料も含め、約1,700千円。詳細な対象内外経費を現状では分けていないことから、対象内外経費を十分に検討する必要がある。
28	全国大会・関東大会出場団体(市民スポーツ課)	昭和56年以降		全国大会・関東大会出場団体	全国大会等選手派遣費補助金交付規程	全国関東大会参加に伴う旅費及び宿泊費補助。	事業補助	2,000		●	他市に奨励金として交付しているところがほとんどであり、交付額も一律または上限の設定(実質、交付額一律)をしており、上限を設けずかつ補助金としての交付をしている市は見られない。	・補助金交付金額の予測がたてられず、予算計上時の積算根拠がない。 ・県の競技団体(県協会・連盟)からの補助など、二重交付になっていないかのチェックが困難(他からの補助を受けていないことの証明ができない)	近隣市の状況を鑑みると奨励金という形で交付しているため、本市でも交付状況を注視しつつ今後の交付方法について検討を行っていきたい。	①	② ★二重交付については、県などの要綱で把握するなど、実態が悪を進め、補助金の見直しにつなげることに。

3. 市外関係団体への補助

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助補助金に規定	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
千葉県立行徳高等学校定時制振興会運営費補助金(教育総務課)	昭和57年度		千葉県立行徳高等学校定時制振興会	浦安市在住の千葉県立行徳高等学校定時制生徒の高等学校教育の充実を図るため、振興会の運営に要する経費の一部に対し、補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	千葉県で開催される体育大会への参加費や負担金、また部活動に伴う消耗品や物品の購入など、学校教育充実発展のための費用に充てる。	運営補助	180		●	近隣市と比較すると、補助金交付額は少ないが浦安市在住の千葉県立行徳高等学校定時制生徒数を鑑みると妥当である。	浦安市と市川市で補助金の交付をしていることから、今後についても本市から在学する生徒数の推移を踏まえ、補助金額の見直しを検討する必要があると考える。	補助金を交付することにより、行徳高校定時制教育の充実発展に寄与できているものと考えています。今後も定時制教育の充実を図るため支援してまいりたいと考えています。	①	③ ★振興会との取り決めや、関係自治体の動向も踏まえつつ、繰越金の推移をみて補助金の廃止も検討する

4. 個人への補助への補助

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助補助金に規定	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
被災者住宅等再建支援利子補給金(住宅課)	平成23年度	平成32年度	被災者等	東北地方太平洋沖地震により住宅等に被害を受けた方が、住宅の再建のためにその資金を金融機関から借り入れた場合、借入金の支払い利息について利子補給を行うことで、生活再建を支援し、被災地域の速やかな復興に資することを目的とする	住宅等に被害を受けた方が、住宅の再建(建設・購入・補修)のためにその資金を金融機関から借り入れた場合、借入金の支払い利息について利子補給を行う(H27年度で受付け完了。5年間の補給期間に係る予算)	事業補助	8,200		●	対象期間を延長した市もあるが、浦安市の場合は、本補助金を活用した住宅の復旧が順調に進んだため、新規受け付けを平成28年3月31日融資実行分をもって終了した。	新規受付が終了しており、今後は交付決定済者のみが対象となるため、請求漏れ等がないよう周知していく。	東日本大震災により、住宅に被害を受けた被災者の早期再建への支援として必要な事業。なお、本補助金を活用した住宅の復旧が順調に進んだことから、平成28年3月31日融資実行分をもって新規受け付けを終了し、当補助金の目的は達成された。	③既交付決定者のみの支給であり、利子補給対象期間(5年間)が終了後、本補助金も廃止	③
浦安市中小企業資金利子補給金(商工観光課)	昭和40年		市融資制度により、各種資金の融資を受けている事業者	市制度に基づく融資を受けている事業者に対して、利子の一部を補助することで、市内中小企業者の振興を図る。	設備・運転などの融資を受けたものに対し、利子補給を行い経営の安定化を促進し中小企業の振興を図る。	事業補助	45,000		●	本市と同様に利子の一部を補助する制度が存在する。	市場金利の低下に従って、利用件数が下降する傾向がみられる。金利や利子補給率、資金用途を見直すなど、社会情勢の変化に応じて、利子補給も含めた融資制度全体の見直しを適宜行っていくことが必要である。	支援を行うことは、中小企業の発展につながる経済の活性化を目的としており、経済状況も加味して見直しを図りつつも継続して実施していく。	②社会情勢を加味した融資メニューの新設	②
浦安市中小企業退職金共済掛金補助金(商工観光課)	昭和52年度		勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結した事業者	退職金共済制度加入により中小企業従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図る。	新たに退職金共済制度に加入した従業員を有する中小企業者に対し、退職金共済契約を締結した日の属する月から3カ年、被共済者1人につき、退職金共済契約を締結した日の属する月から起算して12カ月分の掛金納付額に100分の20を乗じた額を補助する。ただし、被共済者1人につき20,000円を限度とする。	事業補助	8,200		●	補助金額等に差異はあるが、近隣市でも同様の補助制度を設けている自治体が多い。	中退金制度は独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業者に、従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興を図ることを目的としており、一定の必要性はあると考えるが、交付期間や補助額の見直しは必要と考える。	今後は社会情勢等を注視しながら必要に応じて交付期間や補助金額の見直しを図る。	②交付期間と補助金額	②
浦安市特定退職金共済掛金補助金(商工観光課)	平成11年度		浦安商工会議所と退職金共済契約を締結した事業者	退職金共済制度加入により中小企業従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図る。	新たに退職金共済制度に加入した従業員を有する中小企業者に対し、退職金共済契約を締結した日の属する月から3カ年、被共済者1人につき、退職金共済契約を締結した日の属する月から起算して12カ月分の掛金納付額に100分の20を乗じた額を補助する。ただし、被共済者1人につき20,000円を限度とする。	事業補助	520		●	補助率等に多少の差異はあるものの、近隣市(市川市・船橋市)では同様の制度を実施している。	特退金制度は独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業者に、従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興を図ることを目的としており、一定の必要性はあると考えるが、交付期間や補助額の見直しは必要と考える。	今後は必要に応じて交付期間や補助金額の見直しを図る。	②交付期間や補助金額	②

	補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
5	浦安市障がい者職場実習奨励金(商工観光課)	平成27年度		市内に居住する障がい者を職場実習に受け入れた事業主	障がい者の職場実習の場が増えることで、知識や技能の習得により雇用機会の拡大を図る。	公共職業安定所の斡旋により、市内に居住する障がい者を職場実習に5日以上受け入れた事業主に対して、受入実習者1人につき、20,000円の奨励金を交付する。	事業補助	800		●	市内の近隣市では同様の制度を行っている。補助金の金額も同額であり、特に本市の制度が特徴的な点は見受けられない。	特別支援学校では、生徒の実習先の確保が慢性的な課題となっており、常に新規開拓に取り組んでいる状況である。今後、実習希望者と実習先の量的バランスが取れない状況となった場合には、補助金によるインセンティブの積み増しも検討する必要性が出てくる可能性がある。	市内在住の障がい者の職場実習先を確保するという点で資するところがある事業であり、今後も継続していきたい。	①	①
6	浦安市高齢者及び障がい者雇用促進奨励金(商工観光課)	平成27年度		市内に居住する60歳以上の高齢者、障がい者を雇用する事業主	高齢者や心身障がい者の雇用機会の拡大並びに福祉の増進を図ることを目的とする。高齢者及び心身障がい者の雇用機会も厳しい状況が考えられることから再就職への手助けとしての必要性は高い。	市内に居住している高齢者や心身障がい者を雇用する事業主に対し奨励金を交付する。	事業補助	4,050		●	近隣市でも概ね同種の事業を実施している。	雇用状況の改善や国の方針によって徐々に状況は変化しており、制度に見直しが必要な点がないかについては、常に検証することが必要である。	引き続き制度運用を行いながら、社会情勢を踏まえて必要な制度改正を行っていく。	①	①
8	介護職員研修受講料等助成金(介護保険課)	平成28年度		介護職員初任者研修修了者	介護施設等に係る雇用の確保及び介護保険サービスの供給の安定	市内介護事業所の職員が業務に関係する研修(介護職員初任者研修課程)を受講した場合に、その受講料の助成を行うことにより、技術習得のための研修受講環境を整え、介護人材の確保を図る。	事業補助	900		●	県要綱に沿った補助金額で事業を実施しており、近隣市についても県補助金を活用して事業実施していることから同様の補助額で運用している。	当初予算に対する見込み数値より申請者数の実績が低いことから、広く周知を図る必要があると考える。	全国的な介護人材不足の状況や、今後の高齢化・介護度重度化の展望を踏まえると、今後もこのような助成を継続していく必要がある。	② 実務者研修修了者も対象としていく。	①
9	保育士資格取得講座受講料等補助金(保育幼稚園課)	平成27年度		浦安市内の認可保育所等に勤務する保育士資格を有していない保育従事者	浦安市内の認可保育所等における保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、子どもを安心して育てることが出来るような体制の整備を図ることを目的としている。	保育士資格を有していない保育従事者に保育士資格取得支援補助を行う。	事業補助	750		●	千葉県が市町村を対象として同種の事業を開始したため、今年度より近隣市でも実施を開始している。	今後、市の交付要綱を改正し県の制度に合わせる。	保育士の確保を進めていく必要があり、今後も継続していく。	② 県補助金への対応	②
10	浦安市認証保育所通園児補助金(保育幼稚園課)	平成21年度		認証保育所に通園している児童の保護者	市内在住の保育に欠ける児童のうち認証保育所に通園している児童の保護者に対し、補助金を交付することにより、児童の健全な育成を図ることや、負担軽減を図ることを目的とする。	保育を必要とする児童のうち、認証保育所に1ヶ月64時間以上継続して入園している児童の保護者に対し、交付する。	事業補助	29,103		●	類似事業実施近隣自治体との比較では、上限額に5000円程度の差がある。	認証保育所通園児補助金については、課題は特になし。対象園が減っている状況にあり、今後も継続していくには対象園を考えていく必要がある。待機児童解消に向けた取り組みとして認証保育所の新規募集開所を検討しているところ。	保護者の負担軽減の効果があるため必要であり、今後も継続していく。	①	①
11	浦安市簡易保育所通園児補助金(保育幼稚園課)	昭和58年度		簡易保育所に通園している児童の保護者	市内在住の保育に欠ける児童のうち簡易保育所に通園している児童の保護者に対し、補助金を交付することにより、児童の健全な育成を図ることや、負担軽減を図ることを目的とする。	保育を必要とする児童のうち、簡易保育所に1ヶ月64時間以上継続して入園している児童の保護者に対し、交付する。	事業補助	48,510		●	近隣自治体の多くで実施している事業ではあるが、対象施設の範囲を隣接地域に限定するなど、その補助基準に差異がみられる。	簡易保育所通園児補助金については、課題は特になし。今後、社会情勢等を注視し支給額等の検討をしていかなければならない。	保護者の負担軽減の効果があるため必要であり、今後も継続していく。	①	①
12	浦安市幼稚園就園奨励費補助金(保育幼稚園課)	平成17年度(統合後)		公認の私立幼稚園の設置者(幼稚園を経由し、保護者へ交付)	私立幼稚園に就園する保護者の負担軽減を図り、幼児教育の振興を推進する。	浦安市内に住所を有し、公認の私立幼稚園に在園している満3歳から5歳の保護者で定められた基準に該当する者に対して、幼稚園を経由して補助金を交付する。	事業補助	116,542		●	国限度額からの上乗せについては、近隣市より高い水準となっている。	国の補助限度額及び補助対象の動向、社会情勢など考慮し、補助対象や金額の検討を進める必要がある。	私立幼稚園に通園する保護者の負担を直接的に軽減しているため、今後も継続していく必要がある。	①	② 担当課「国限度額からの上乗せについては、近隣市より高い水準となっている。」この点は、単独の一律定額補助に関し、見直しを行うべきである。
13	浦安市太陽光発電システム等設置費等補助金(環境保全課)	平成15年度(本事業名称に変更したのは平成21年4月1日)		・太陽光発電システム等(その設置前において使用に供されたものを除く。)を自ら居住し、または居住しようとする市内の住宅(店舗棟と併用を含む。)に設置する者。 ・太陽光発電システム等が設置された住宅を自ら居住するために購入する者	地球温暖化の防止、資源の有効活用、エネルギーの有効利用等地球環境の保全を図るため。	太陽光発電システム・家庭用燃料電池システム・リチウムイオン蓄電システム・エネルギー管理システム・太陽熱利用システム・雨水貯留タンクの設置又は太陽光発電システム等が設置された住宅の購入に要する費用の一部について、太陽光発電システム等を設置する者又は太陽光発電システム等が設置された住宅を購入する者に対し補助金を交付する。	事業補助	8,750		●	太陽光発電システムの補助金交付要件として、県や近隣市は既築でHEMS又は蓄電池を設置していることを条件にしているが、本市では新築・既築問わず、太陽光発電システム単体で設置した場合でも補助対象としている。また、補助金単価については、県や近隣市はキロワット当たり2万円であるが、本市ではキロワット当たり2.5万円としており、上限額についても、県や近隣市は9万円のところ、本市では10万円である。さらに、太陽熱利用システムについても、県や近隣市は強制循環型のみを補助対象としているが、本市は自然循環型・強制循環型共に補助対象としている。これらのことから、浦安市は近隣市に比べ積極的に省エネルギー設備の導入を推進していることがわかる。	太陽光発電システム等については新築住宅又は住宅の住宅建て替え時に設置する方が多く、既存住宅への設置は進んでいない状況であり、新築地域の住宅開発が一段落することで申請件数も減少すると思われる。今後は、集合住宅における省エネルギー設備等(LED照明設備など)の補助対象の拡充を検討する。また、国により平成32年度までに全ての新築住宅・建築物を対象に省エネルギー基準への適合(ゼロエネルギー住宅)を義務付ける方針が打ち出され、個々の設備に対する国の補助事業が年々廃止されている状況である。県もこれに追従していくものと思われることから、補助制度の内容の検討が必要である。	浦安市第2次環境基本計画の一つの基本方針として、「地球にやさしい低炭素社会を形成する」と位置付けられている。その施策の一つとして、地球温暖化対策を図るため、「浦安エコホーム事業」を実施し、自ら居住する住宅に太陽光発電システムや家庭用燃料電池システムなどを設置した方へ設備費の一部を助成してきた。例えば、太陽光発電システムについては、平成15年度から補助を開始し、平成28年度までに822件の交付をしており、地球温暖化対策に寄与している事業である。しかし、当該事業については、国により平成32年度までに全ての新築住宅・建築物を対象に省エネルギー基準への適合(ゼロエネルギー住宅)を義務付ける方針が打ち出されていることから、今後千葉県等の動向等も踏まえ、「浦安エコホーム事業」の見直しを検討する必要がある。なお、今後さらに、地球温暖化対策を図るためには、集合住宅への助成制度を検討する必要がある。	② HEMSの補助の廃止	② 担当課「H30年度、HEMSの補助の廃止」を実施。この点については評価するが、他の補助項目についても、行政の役割として、どこまで補助すべきか、また期限の設定についても検証をすべきである。

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所屬長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金(環境衛生課)	平成20年度		浦安市地域猫愛護員(市民)登録者	都市部ではノラ猫による糞尿や庭荒らし、発情期の鳴き声などの被害が社会問題となっており、こういったトラブルの要因となるノラ猫の繁殖の抑制を目的に、ノラ猫の不妊去勢手術にかかる手術費用を助成するもの。また、ノラ猫の行動や習性を利用し、地域猫愛護員が適正に管理することで、市民の生活環境を保持するもの。なお、市民が、ノラ猫問題を地域課題と認識してもらうためには、地域猫活動(不妊去勢を含めた適正管理)を持続的に取り組む必要がある。	浦安市地域猫愛護員(市民ボランティア)が、ノラ猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、繁殖を抑制するとともに、これらの猫の飼育や排せつ物の管理を行うことを「地域猫活動」といい、同助成金は地域猫活動の主たる目的となる。ノラ猫の繁殖を抑制するために、不妊去勢手術費を助成するもの。	事業補助	4,785		●	国や県の要綱等には特段定めがなく、近隣市の状況では、市川市、船橋市においては、団体を対象としており、補助限度額は1/3~1/4程度の補助率となっている。また、習志野市においては、本市と同様に個人を対象としているが、市川市、船橋市同様1/3~1/4の補助率となっている。このように、各自自治体の事情により補助の対象や補助額は様々である。しかし、ノラ猫問題はどの自治体においても、共通した課題となっており、共通的な課題として、ノラ猫対策への取り組みについては、今後も継	現状では、市川浦安地域獣医師会との協議を経て、助成額の上限を定めているが、当該獣医師会に対し、ノラ猫対策の意義や必要性を理解していただき、手術費用の減額や愛護員の実費負担が抑制できるように要請していきたいと考えている。	繁殖・ふん尿・ゴミあさり・鳴き声といったノラ猫の問題は地域の課題となっており、地域で解決していくことが望ましいと考えます。地域猫活動は、ノラ猫の繁殖抑制やふん尿、餌場などの行動エリアをコントロールし、適正に管理していくことで、地域課題を解消していく活動であり、地域猫愛護員は、まさに地域の代表であると認識しています。愛護員はノラ猫の管理(餌代、手術費以外の医療費、ノミ取り代等)に係る費用を自ら負担して活動を行っており、「飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金」は、愛護員による地域猫活動を継続させていくためには必要不可欠であると認識しています。愛護員の中には、ノラ猫の苦情を市に訴えてきた市民が、自ら愛護員となって地域猫活動に参加したケースもあり、この助成金制度を活用し繁殖の抑制等に取り組んでいる例もあり、そういった意味でも本事業の意義は大きいと考えます。	①	①
浦安市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給金(下水道課)	平成2年度		処理区域内における、家屋所有者又は所有者同意を得た家屋の賃借人	水洗化への改造工事には、相当の改造資金が必要となり、水洗化に対する助成策として、市民の負担を軽減するため、融資斡旋制度(利子補給)を行う事により、水洗便所の普及促進を図る。	公共下水道処理区域内で、汲み取り便所を水洗便所に改造、または浄化槽を廃止して公共下水道に接続させるための工事費用を指定金融機関から借り受ける場合にその利子分を市が負担する。	事業補助	28		●	特になし	水洗化の普及に伴い、補助対象者の減少及び当該制度の周知が課題と思われる。	特になし	①	② 低金利の時代の施策として効果があるのか見直しが必要である
浦安市生活扶助世帯に対する水洗便所改造費補助金(下水道課)	昭和61年度		処理区域内における、家屋所有者である生活扶助世帯	水洗化への改造義務を負う生活扶助世帯に対して、水洗化改造経費の補助を行うことで水洗化の普及促進を図る。	公共下水道処理区域内で、生活扶助世帯が汲み取り便所を水洗便所に改造、または浄化槽を廃止して公共下水道に接続させるための工事費用を市が負担する。	事業補助	500		●	特になし	下水道未接続者で且つ生保受給者である事が条件となり、対象者自体が少ないこと。受給者の場合、補助金をもらい水洗化を図る事により、受給金額が下げられる事を恐れて、申請をためらうケースもある。	特になし	①	①
浦安市生垣設置奨励事業補助金(みどり公園課)	昭和53年度		住宅を目的とした建物の用地(マンション等の共同住宅は除く)	市と市民が協働し積極的に緑を創出し、併せてその保全に努め良好な市街地環境を図るため。理め立て造成で市域が約4倍に増えた本市では、街づくりを進めていく上で、緑化推進は重要な背景となっている。また、旧市街地の密集地では緑が少なくブロック塀を利用した家屋が多く、防災面からも問題があるとされている。環境面や防災面からも市民参加による緑化推進が不可欠で、特に生垣設置は環境面、防災面などの効果の他緑視効果として、歩行者への圧迫感を和らげる事から、生垣設置奨励事業を実施し	住宅地を目的とした建物の周囲に設置し延長が1m以上、樹木が外部から観望できる部分の高さが90cm以上、植栽本数は1mにつき3本以上、などの基準を満たす生垣の設置を対象としている。	事業補助	6,800		●	特になし	特になし	特になし	①	①
浦安市保存樹木指定事業助成金(みどり公園課)	昭和55年度		市が定める基準を満たす樹木を維持管理する団体もしくは個人	都市における緑の存在は、都市の生活にとって重要な役割を果たしており、環境保全や都市景観の形成、ヒートアイランド現象の緩和などその機能は幅が広く大変大きなものがある。その中でも市民との協働によって市域の美観上、特に優れたものの維持管理を助成するため。	1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上で、かつ、高さが15m以上の樹木であって植樹後5年以上が経過し、その樹容が美観上特に優れているもの。その他市長が特に必要があると認めるものに対して一本につき原則として、年額5,000円を助成する。	事業補助	3,450		●	特になし	特になし	特になし	①	③ 保存樹木の指定の目的と補助金の交付の効果に照らし、必要性から再検討すべきである
擁壁等移設補助金(建築指導課)	平成15年度		建築行為等に係る狭あい道路拡幅整備に関する要綱に基づき協議を行い、後退用地の管理を市が行うことを承諾した者	狭あい道路の拡幅整備を促進し、市街地の道路環境を改善することで、災害時における安全の確保を図る。	擁壁の撤去、築造及び樹木の移設に要した経費への助成	事業補助	1,585		●	特になし	建築行為に伴って、狭あい道路に面した敷地の拡幅整備を促進する事業であり、市内狭あい道路の解消といった目的達成までに時間を要する。確認申請等に際して事業を周知し、確実に後退をしていただくことが必要である。	本事業は、主に建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路に面する敷地において、建築物の建替えや増改築等を行う際に、敷地後退部分の整備や管理方法等についての事前協議を行い、後退部分における擁壁の撤去築造等を支援する制度であり、狭あい道路の拡幅整備を進める上で必要な事業であると考えている。今後も、引き続き道路部局との連携を図りながら、狭あい道路の拡幅整備を進めていきたいと考えている。	①	①
木造住宅耐震改修等補助金(建築指導課)	平成9年(診断)平成20年度(改修等)		市内に存する居住の用に供している昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を所有し、居住している者	建築物の安全性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりの推進に資する。	木造住宅の耐震診断に要する費用への助成 木造住宅の耐震改修に係る設計、工事監理及び改修工事に要する費用への助成	事業補助	6,800		●	特になし	・全国的に耐震化が進んでいない状況である。 ・耐震診断の結果、倒壊の可能性があると判定されても様々な理由から耐震改修の実施に至らず、改修補助金の活用に繋がらない。 ・耐震化の啓発を引き続き行っていく必要がある。	本事業は、今後発生切迫性が指摘されている首都圏直下型地震への備えとして、建築物の耐震化を行おうとする市民に対して支援する制度であり、耐震化促進のためには欠かせない事業と考えている。今後は、啓発事業を活発化させ、さらなる周知を図り、建築物の耐震化を進めていきたいと考えている。	①	①

	補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	＜一次評価＞ 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	＜二次評価＞ 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
21	東京オリンピック・パラリンピック選手育成補助金（市民スポーツ課）	平成27年度	平成31年度	東京オリンピック・パラリンピック選手育成補助金交付要綱	2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催される。この好機を本市スポーツの振興に活かす取り組みとして、東京オリンピック・パラリンピック選手育成補助金を交付する。	交付要綱に該当する、スポーツ活動における有望選手へのスポーツ活動に対して補助金を交付する。	事業補助	700		●	他市にはない浦安市独自の事業である。	一人当たりの補助金額の設定理由が不明確であり、補助金としての性質より奨励金として交付の方が相応しいと考える。	東京オリンピックパラリンピックが開催されることから、時勢にあった事業であるといえる。 開催が迫る中で、補助対象者の選定については検討が必要であると考える。	② 補助対象者や補助金額について再検討したうえで、30年度の交付対象者の選定をする	②

5. その他の補助

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直して継続 ③廃止
1 自己啓発研修助成金(人事課)	平成3年度 ※大学院は平成28年度		職員	自己啓発研修助成金事業は、職員の自己啓発意欲と組織の活性化を促進することを目的としている。 (1)自主研究グループ 目的：市政への参加意識の高揚を図り、組織の活性化を促進すること (2)通信教育講座等 目的：能力の開発や知識の向上 (3)大学院公共政策研究科等受講費 目的：大学院で習得した成果を市政に還元するとともに、職員の資質向上の重点的な育成を図る	自己啓発研修助成金には、自主研究グループ、通信教育講座等(公開講座含む)及び大学院公共政策研究科等受講費の3種類があります。 (1)自主研究グループ(平成3年5月1日より実施) 概要：自主的に研修及び研究を行うグループに対する助成 助成額：5万円以内で市長が適当と認めた額 (2)通信教育講座等(平成3年5月1日より実施) 概要：通信教育講座等の受講料の一部を助成 助成額：受講に要する経費の4分の3の額(2万円限度) (3)大学院公共政策研究科等受講費(平成28年4月1日より実施) 概要：大学院(公共政策等に係る研究科の課程)の受講に要する費用の一部を助成 助成額：入学金及び授業料の2分の1の額(100万円限度)	事業補助	1,500		●	近隣市補助金と比較し、本市は職員の自己啓発における助成の対象を複数設けている。今後、限られた人材の中で職員一人ひとりの能力や可能性を十分に引き出し、活用していくため、引き続き職員の自己啓発意欲の促進を図っていく。	通信教育や大学等公開講座以外に、民間等開催の講座等、自己啓発の対象事業が多様化しているため、より利用しやすい体制づくりを検討していく。	引き続き、職員の自己啓発意欲の促進を図り、市政の発展に寄与する人材の育成を推進していく。	①	①
2 浦安市職員互助会補助金(人事課)	昭和59年		浦安市職員互助会	市職員の福利厚生を充実するため、浦安市職員互助会の運営に要する経費の一部に対し、補助金を交付する。	○人間ドック・脳ドック利用補助 ○スポーツ大会 ○派遣職員損害保険料	事業補助	5,260		●	市川・船橋といった近隣市において縮小傾向であるものの、県内他市町村においては本市以上に実施している団体もある状況であり、引き続き他団体の動向を注視していく。	補助金を縮減、廃止を行う場合に、現事業の見直し、職員への福利厚生の低下を考え、補助金のあり方の検討が必要	地方公務法第42条に「職員の保健、元気回復その他の厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と定められており、職員の保健、元気回復事業などの福利厚生事業の実施は、必要なものとする。当該補助金については、今後において県の指導及び近隣市の状況により縮減・廃止を行うことが考えられるが、現行においては適切である。	①	② 互助会事業として、近隣との比較を通じ過度に対応している部分はないかを含め検証し、会費の範囲での対応を検討する
3 浦安市立学校運営費補助金(保育幼稚園課)	平成9年度		浦安市立幼稚園6園・認定こども園8園	幼稚園・認定こども園の経営の活性化及び円滑化を図るため	幼稚園・認定こども園の学校運営に要する経費の一部に対し補助金を交付する。元々、学務課が一括所管していた、幼・小・中学校の当補助金を平成19年度のこども部創設に伴い、幼稚園部分の事務執行が移管された。	運営補助	140		●	近隣市では当該補助事業を行っている自治体はないので、比較はできないが、当該補助金を利用することにより学校運営を円滑に行うことができると考える。	課題は特に無いと思われるが、今後とも補助額が適当であるか検証をしながら行っていく必要があると考える。	当該補助金については、市内の待機児童の解消に寄与するものであり、今後も継続していく。	①	② 担当課「近隣市では当該補助事業を行っている自治体はないので、比較はできないが、当該補助金を利用することにより学校運営を円滑に行うことができると考える。」 ★園運営に真に必要な経費は、市の予算で計上することも検討すべき
4 浦安市立学校校長会等運営費補助金(保育幼稚園課)	平成10年度		浦安市立幼稚園・認定こども園長会	浦安市立幼稚園・認定こども園長会の運営に要する経費の一部に対して補助金を交付し、活動内容の充実を図るため。	学校運営向上のため、園長会等の運営に要する経費の一部に対して補助金を交付する。	運営補助	56		●	近隣市では当該補助事業を行っている自治体はないので、比較はできないが、当該補助金を利用することにより学校教育の発展に寄与するものとする。	課題は特に無いと思われるが、今後とも補助額が適当であるか検証をしながら行っていく必要があると考える。	当該補助金については、市内の待機児童の解消に寄与するものであり、今後も継続していく。	①	② 任意団体に対する補助であるため、内容を精査し、必要経費であれば事業予算としての措置を検討
5 政務活動費(議会事務局)	平成13年度		会派または議員	浦安市議会議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として政務活動費を交付する。	会派または議員への政務活動費として、議員1人当たり月額30,000円を交付する。	事業補助	7,560		●	特になし	議員の調査研究の領域は多岐にわたり、その用途について適正な執行が求められている。	政務活動費は、議員の身分である市政の向上と発展のため、調査研究活動の一助となっており、今後、議会の機能と役割がさらに大きくなる中、補助金を交付することで、議会活動の活性化と市政の健全な発展向上につながるものと考えている。	①	①
6 浦安市立学校運営費補助金(学務課)	平成9年度		浦安市立小中学校	浦安市立小中学校の運営に要する経費の一部を補助するものである。その目的は、小中学校の経営の活性化と円滑化を図るとともに、地域に密着し開かれた学校経営を図るためである。	児童・生徒の香典・見舞金、学校事故に関わる関係機関への謝礼弁償、校外学習に関わる関係機関への謝礼、緊急事故対策費および進路対策経費などである。	混合補助(運営補助を主とする)	2,100		●	近隣で本市の交付項目の一部の補助を行っている市はあるが、本市と同様の事業を行っている市はない。	現在の補助は妥当であり、今後も継続が必要である。	小中学校の学校運営の活性化及び円滑化を図り、また、地域に密着し開かれた学校経営を図るための経費の一部を補助する事業として今後も継続する。	①	③ 任意団体に対する補助であるため、内容を精査し、必要経費であれば事業予算としての措置を検討

補助金の名称	交付開始年度	終了予定年度	交付先	交付の目的・必要性	対象事業の内容	補助形態	H30予算	国・県補助要綱に規定	独自で実施している補助金	国県要綱・近隣市補助金との比較評価	補助金の課題	所属長の総合評価	<一次評価> 今後の方向性 ①現行のまま継続 ②見直しして継続 ③廃止	<二次評価> 財政課評価 ①現行のまま継続 ②見直しして継続 ③廃止
7 浦安市立学校校長会等運営費補助金(学務課)	平成9年度		浦安市立小中学校校長会・浦安市立小中学校教頭会	浦安市立小中学校校長会・小中学校教頭会の運営に要する経費の一部を補助するものである。目的は、校長会等において研修活動を充実させ資質の向上を図り、地域に根ざした学校経営に生かすことである。また他市との連携や校長会等の運営の活性化を図ることである。	校長会では、定期的に行われる校長研修会の運営活動費、全国各地で行われる研究協議会への参加費、及び教育関連の機関誌や書籍代に充てられる。教頭会では、研究図書費、教頭研修会の運営費、研究会参加費に充てられる。	混合補助(運営補助を主とする)	1,456		●	船橋市では、船橋市立校長会補助金交付要綱に基づく補助を行っているが、教頭会は行っていない。他の近隣市については、補助金の交付はしていない。	現在の補助は妥当であり、今後も継続が必要である。	小中学校校長会・教頭会、それぞれの活動内容の充実と、学校経営の向上を図るため、今後も補助金の交付を継続する。	①	③任意団体に対する補助であるため、内容を精査し、必要経費であれば事業予算としての措置を検討
8 浦安市教職員県外派遣研修補助金(指導課)	昭和57年度		派遣教職員4名	浦安市学校教育推進の中核となる人材育成を図るため、教職員の指導力向上、個人研究深化を目的とする現場研修を助成する。	市立各小・中学校長及び幼稚園長から推薦のあった教職員より、3名(平成27年度より4名)を選考基準に基づき選考し、各自10日間の県外先進校での現場研修を主として行う。	事業補助	400		●	近隣では、船橋市と習志野市のみ補助金を交付して事業を行っている。1名あたりにかかる諸経費については浦安市の補助金額が高く、派遣日数も多い。	特になし	①	②担当課：近隣では、船橋市と習志野市のみ補助金を交付して事業を行っている。1名あたりにかかる諸経費については浦安市の補助金額が高く、派遣日数も多い。 ★補助額もさることながら、補助として支出する必要性を再検討	
9 浦安市学校警察連絡委員会運営費補助金(指導課)	昭和57年度		浦安市学校警察連絡委員会	浦安警察署とその管内の小・中学校、高校との連携を密にし、青少年の健全育成を図るため、連絡委員会の運営に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	児童・生徒の健全な育成を図るために、学校と警察が常に連携をとり、学校事故の防止に努めるとともに、浦安警察署管内の小・中学校・高等学校の生徒指導に関する研修事業を展開する。	運営補助	255		●	補助金を交付していない近隣市が多いなか、研修等を通じて教職員の資質向上を図ったり、生徒指導における適切な対応を図ったりすることは児童生徒に対する適切な補導と学校事故防止への一助となっており、健全育成に大きく寄与している。今後も児童生徒の安全にして健全な育成を図るためのために支援する必要がある。	事業内容を検証しながらより効果的な事業が実施されるよう、見直しのサイクルを作っていく必要がある。	浦安市学校警察連絡委員会を通じて、市内小・中学校・高等学校、浦安警察署及び関係機関との情報交換や事故防止対策を行うことができている。また、関係機関等への視察研修や講師を招聘して講演会を実施するなどして、教職員等関係者の資質の向上や意識高揚に努めている。青少年の健全育成の充実やいじめ問題等の児童生徒を取り巻く諸問題への適切かつ早期対応を図るためには、学校と警察との連携・協力はより一層必要不可欠なものである。	①	①
10 浦安市立学校部活動奨励補助金(保健体育安全課)	平成13年度		浦安市立中学校(9校)	生徒の体力向上や個性の伸長、自主性、責任感、協調性等の資質や能力を培う教育活動の一環である部活動を奨励する。	市立中学校の部活動において必要な経費の一部を補助する(補助金額は各中学校の在籍生徒数に応じた額(180,000円+生徒数×1,700円)以内)。	事業補助	8,426		●	国・県・近隣市においては、同様の補助事業を行っていないが、部員保護者の経済的負担を考慮すると、今後も現行どおりの実施を継続する必要があると考えられる。	特記事項なし	同補助金は部活動に要する経費を補助することにより、部員保護者の経済的負担を軽減し、部活動に加入する生徒を相当程度確保することができる。これにより、部内に部員同士が互いに高め合う環境が生まれ、県大会等への出場部活動の増加にもつながるといった好循環の維持が期待できることから、今後も現行どおりの実施を継続する必要がある。	①	①
11 浦安市立学校県大会・関東大会・全国大会出場補助金(保健体育安全課)	平成10年度		浦安市立小中学校の部活動で県大会・関東大会・全国大会に出場する個人・団体及び浦安市小・中学校部活動指導者派遣事業において派遣されている指導者(以下、部活動外部指導者)※交付決定等は学校に対し	部活動の成果が充実し、県大会・関東大会・全国大会の出場権を勝ち得た栄誉を賞賛し、部活動の益々の活性化を進める。	市立小・中学校の部活動に所属する児童・生徒及び部活動外部指導者が県大会・関東大会・全国大会に出場する際の交通費及び宿泊費を補助する。	事業補助	4,500		●	近隣市の市川市・船橋市において同様の補助事業を行っており、部員保護者の経済的負担を考慮すると、今後も現行どおりの実施を継続する必要があると考えられる。	特記事項なし	同補助金は、部活動における上位大会に出場する際の経費を補助することにより、出場した生徒等に対する賞讃を通じて、部活動を活性化することができる。また、部員保護者の経済的負担を軽減することにより、部活動に加入する生徒を相当程度確保することを可能とし、これにより部内に部員同士が互いに高め合う環境が生まれ、県大会等への出場部活動の更なる増加にもつながるといった好循環の維持が期待できる。以上より、今後も現行どおりの実施を継続する必要があると考えられる。	①	①
12 浦安市小・中学校体育連盟運営費補助金(保健体育安全課)	昭和57年度		浦安市小・中学校体育連盟	市内小・中学校における運動部活動向けの各種大会を運営する浦安市小・中学校体育連盟の活動を助成する。	浦安市小・中学校体育連盟が、市内小・中学校の運動部活動向けの各種大会を企画・運営するために必要な経費の一部を補助する。	混合補助(事業補助を主とする)	2,345		●	同様の補助金を交付している近隣市は船橋市。浦安市と比較して、限度額が1,720,000円高いが、学校数も55校多い。 学校、保護者等から部活動の充実の要望が強く、運動部活動の各種大会を企画・運営する当該事業は、現行水準の維持が必要と考える。	特記事項なし	同補助金は、市内小・中学校の運動部活動を対象とした各種大会の企画・運営費を補助することにより、部活動の練習成果を発揮する場を提供し、学校体育の振興に寄与するものである。これにより、部活動における明確な目標の設定と部員同士が互いに高め合う環境の構築が可能となり、県大会等へ出場する部活動の更なる増加にもつながるといった好循環の維持が期待できることから、今後も現行どおりの実施を継続する必要がある。	①	③必要性の見直しを行ったうえで、類似事業の大会出場補助金との統合の観点から検討をするべきである。